# 平成29年 第2回

# 仁木町議会定例会会議録

開 会 平成29年6月23日(金)

閉 会 平成29年6月23日(金)

仁 木 町 議 会

# 平成29年第2回仁木町議会定例会議事日程

時 平成29年6月23日(金曜日)午前9時30分 開会 **◆**日 ◆場 3階議場 所 仁木町役場 ◆議事日程 日程第1 会議録署名議員の指名 議会運営委員会委員長報告 日程第2 日程第3 会期の決定 諸般の報告 日程第4 行政報告 日程第5 日程第6 報告第1号 平成28年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について 日程第7 一般質問 5歳児健診の推進について(住吉英子議員) 中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌について(住吉英子議員) 人口減少に伴う高齢者対策について(野崎明廣議員) 職員の人事評価の手順とその活用について(佐藤秀教議員) 介護保険制度改定の状況について(上村智恵子議員) 駅からのまちづくりについて(上村智恵子議員) 平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)について 日程第8 議案第1号 平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 日程第9 議案第2号 日程第10 議案第3号 平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 日程第11 議案第4号 平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議案第5号 日程第12 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の変更について 日程第13 議案第6号 日程第14 議案第7号 仁木町道路線の認定について(町道北町公園前2号線) 日程第15 議案第8号 仁木町道路線の認定について(町道北町公園前3号線) 日程第16 議案第9号 財産(動産)の取得について 日程第17 選挙第1号 仁木町選挙管理委員の選挙 日程第18 選挙第2号 仁木町選挙管理委員補充員の選挙 同意第2号 仁木町農業委員会委員の任命について 日程第19 仁木町農業委員会委員の任命について 日程第20 同意第3号 日程第21 同意第4号 仁木町農業委員会委員の仟命について 同意第5号 日程第22 仁木町農業委員会委員の任命について 日程第23 同意第6号 仁木町農業委員会委員の任命について 同意第7号 仁木町農業委員会委員の仟命について 日程第24 日程第25 同意第8号 仁木町農業委員会委員の任命について 日程第26 同意第9号 仁木町農業委員会委員の任命について 日程第27 同意第10号 仁木町農業委員会委員の任命について 同意第11号 仁木町農業委員会委員の任命について 日程第28 日程第29 同意第12号 仁木町農業委員会委員の任命について 同意第13号 日程第30 仁木町農業委員会委員の任命について 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 日程第32 国の教育予算を増やして高校無償化を復活し給付制奨学金制度の確立 意見案第4号 を求める意見書 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書 日程第33 意見案第5号 意見案第6号 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書 日程第34 議員の派遣 日程第35 日程第36 委員会の閉会中の継続審査 委員会の閉会中の所管事務調査 日程第37

# 平成29年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成29年6月23日(金) 午前 9時30分 閉 会 平成29年6月23日(金) 午後 5時02分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智恵子

# 出席議員(9名)

1 番 佐藤秀教 2 番 嶋田 茂 3 番 住吉英子

4 番 野崎明廣 5 番 宮本幹夫 6 番 林 正一

7 番 水田 正 8 番 上村智恵子 9 番 横関一雄

# 欠席議員(0名)

なし

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 佐藤聖一郎 教 育 長 角 谷 義 幸

副 町 長 美 濃 英 則 教 育 次 長 泉 谷 享

総務課長 新見 信 農業委員会会長 天野信文

財 政 課 長 岩 井 秋 男 農業委員会事務局長 渡 辺 吉 洋

会計管理者 伊藤利文 選挙管理委員会委員長 芳岡 廣

企 画 課 長 嶋 井 康 夫 選挙管理委員会書記長 (新 見 信)

住民課長 川北 享 監 査 委 員 中 西 勇

ほけん課長岩佐弘樹

農政課長鹿內力三

建設課長可児卓倫

# 議会事務局職員出席者

事務局長浜野崇

総務議事係主事 干場雅矢

# 開 会 午前9時30分

○議長(横関一雄)おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成29年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

# 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(横関一雄)日程第1『議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・佐藤議員及び2番・嶋田議員を指名します。

# 日程第2 議会運営委員長報告

○議長(横関一雄)日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。 本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長(住吉英子)皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、6月12日月曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、議案9件、選挙2件、同意12件、諮問1件、意見書3件の合計28件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、4名から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の繰越 明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7・一 般質問については、通告順に従って、住吉議員2件、野崎議員1件、佐藤議員1件、上村議員2件の順で ございます。日程第8から第11の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12 の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第13の計画変更については、即決審議でお願 いいたします。日程第14から第15の道路認定につきましては、2件を一括議題とし提案説明後、会議を休 憩に移し、現地確認の上、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16の財産取得については、即決 審議でお願いいたします。日程第17から第18の選挙については、指名推選で行います。日程第16、議案第 9号終了後、会議を休憩に移し、別室にて協議いたします。日程第19から第30の同意につきましては、12 件を一括議題とし、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、いずれも即決審議でお 願いいたします。日程第31の諮問については、提案説明後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決 審議でお願いいたします。日程第32から第34の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。 なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第35・議員の派遣に ついては、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。派遣内容等については、お手 元に配布のとおりでございます。日程第36・委員会の閉会中の継続審査、日程第37・委員会の閉会中の所 管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。平成29年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日、6月23日金曜日。会期は、開会が6月23日金曜日、閉会が6月27日火曜日の5日間といたします。なお、6月24日から25日まで休会といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会 決定事項についての報告を終わります。

○議長(横関一雄)委員長の報告が終わりました。

委員長の報告のとおり、議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

# 日程第3 会期の決定

○議長(横関一雄)日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日6月23日から6月27日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 6 月23日から 6 月27日までの 5 日間とすることに決定しました。 次に、会期中における休会について、お諮りします。仁木町議会会議規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、 6 月24日及び25日の 2 日間休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、6月24日及び25日の2日間、休会とすることに決定しました。

# 日程第4 諸般の報告

○議長(横関一雄)日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりであります。

監査委員から例月出納検査報告書。平成29年度第2回及び第3回が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。

次に、5月16日開催の平成29年第2回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

後志総合開発期成会、文教厚生部会の一員として、平成30年度に向けた重点要望事項並びに後志地域の 豊かな発展を目指して、5月24日には小樽開発建設部及び後志総合振興局へ、5月26日には北海道庁及び 管内選出の道議会議員へ、6月1日には中央段階における各関係省庁へと要望運動を実施してまいりまし た。

6月13日には、北海道町村議会議長会の第68回定期総会がポールスター札幌で開催され、出席をしてまいりました。総会では平成28年度の会務報告の承認、高速交通ネットワークの早期整備や地域医療の確立など、各地区議長会提出の議題を採択し、更には町村議会の活性化と議会の権限の拡充など、15項目についての決議を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認してまいりました。

議長活動の詳しい内容につきましては、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は後程ご高 覧願います。

続いて、北後志消防組合議会の開催状況について報告します。北後志消防組合議会第1回臨時会が6月5日に招集され、出席してまいりました。議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

なお、6月7日に余市町で開催されました、北後志町村議会議長会主催のパークゴルフ大会には大変お忙しい中、応援に駆けつけていただきました佐藤町長、美濃副町長並びに角谷教育長、更に、ご健闘いただいた議員選手各位につきましては、この場をお借りし感謝とお礼を申し上げる次第であります。以上で私の諸般の報告といたします。

# 日程第5 行政報告

- ○議長(横関一雄)日程第5『行政報告』を行います。 佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 皆さん、おはようございます。

平成29年第2回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第2回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、上村副議長はじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

5月末から学校行事や地域行事など、議員の皆様も参加され大変ご多用な日々を過ごされていることかと存じます。先般、然別地区で行われました第30回然別レクリエーション大会や、大江地区で開催されました第7回大江地域連合大運動会に出席させていただき、地域住民の皆さんが一丸となり準備され、幅広い世代の方々が共に楽しんでいる姿を私も拝見し、感慨深い思いを抱いておりました。

今我々が抱える大きな課題として、人口減少や少子高齢化の影響により、今後地域をいかにして維持をし発展させることができるのかが問われている中、本町が追い求める理想の地域の姿を皆で共有し、その理想に向けて進めていかなければなりません。本町の将来を考えますと、地域包括ケアシステムだけに限らず、これまでの行政による支援の公助や制度化された共助の役割だけでは厳しいと予測されることから、自らが主体となり支える自助や近隣の助け合いによる互助の果たす役割が、今後様々な分野において大きくなります。したがいまして、然別地区や大江地域が地域行事を通じて相互扶助の精神を培ってこられたように、今後におきましても、各地域において自助や互助の要素を高め、町全体で地域力を高めていかなければならないと改めて痛感した次第でございます。

さて本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告1件、 議案9件、同意12件、諮問1件、計23件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い 申し上げまして、平成29年第2回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、画家 間宮 勇作水彩画の寄贈及び展示について申し上げます。昨年12月、札幌市在住の岡本千鶴氏から父である間宮 勇作の水彩画3点を寄贈いただきましたことから、多くの町民及び来庁者の皆様に鑑賞していただくため準備を進めておりました。この度、展示用額縁等の準備が整いましたので、庁舎玄関前のふれあいホールにおいて展示を行っているものであります。作者である間宮 勇氏につきましては、昭和40年から45年までの5年間、本町然別小学校の

校長を務められた方であります。画歴につきましては、昭和4年の道展初入選に始まり、教職につきながら道展、日本水彩画会展に出品し、数多くの賞を受賞されるなど高い評価を受けられ、これらの実績から昭和23年には道展の会員に昭和25年には日本水彩画会の会員に認められ、審査及び鑑査員として指導的立場を担われた方であります。この度の岡本氏からの寄贈は、生前、父がお世話になった仁木町にとのことであり、貴重な遺作をいただいたものであります。深く感謝の意を表するとともに、多くの町民の皆様に鑑賞いただきますことをご期待申し上げます。なお、ホールでの作品展示につきましては、8月末まで実施する予定としており、その後は庁舎内で展示させていただき、大切に管理させていただきます。

次に、案内看板の寄贈について申し上げます。この度、大江石油株式会社(代表取締役 嘉屋達雄氏)並びにイナホ観光株式会社(代表取締役会 嘉屋英樹氏)から大江地区の活動の拠点施設である大江コミュニティセンター及び大江へき地保育所の案内看板を寄贈いただきました。寄贈いただいた看板は国道5号線沿いの施設入口付近に設置し、高さ約4mの支柱にアルミ複合板看板を両面に取り付けられており、国道通行者から見やすいように設置されております。6月18日に開催された第7回大江地域連合運動会でお披露目され、地域の方々も大変喜んでおられました。心温まる善意に深く感謝申し上げ、大切に利用させていただくことを約束してまいりましたので報告いたします。

次に、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。今年で22回目となる余市川クリーンアップ作戦が5月20日に実施され、私も多くのボランティアの皆さんと一緒に参加してまいりました。当日は好天にも恵まれ、午前9時から仁木町ふれあい遊トピア公園で開会式を行った後、参加者447名が各流域の担当箇所に移動し作業を行いました。本町においては、仁木大橋から尾根内の香栄橋まで7か所を99名が清掃活動にあたり、廃タイヤ6本、テレビ3台を含むごみ330kgを収集し、正午頃には全地区無事故で終了することができました。毎年多くの方々にご協力をいただき、年々ごみの収集量は減少傾向となっております。ボランティアとしてご参加くださいました、新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町商工会、余市川土地改良区、後志総合振興局、なかよしクラブ安心警ら隊、NPO法人銀山さわやか福祉NPO、余市川カヌークラブの皆さまにご協力をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。今後におきましても、余市川流域の清掃等環境保全活動につきまして、地域住民、行政及び関係団体が一体となって取り組み、水資源の大切さを自覚し、併せて自然環境保護意識の高揚に努めてまいります。またクリーンアップ作戦の前段、午前8時から仁木町役場福利厚生会の会員43名による役場庁舎周辺のごみ清掃を実施し、美化運動にも取り組んだことを報告いたします。

行政報告は以上でありますが、別途お手元には、入札結果一覧表(議案第9号関連)、仁木町農業委員会委員の選任につき同意を求めるものの一覧表(同意第2号から同意第13号関連)、平成28年度各会計決算に関する調べ、平成28年度指定管理施設事業報告、平成28年度介護保険利用状況表、平成29年度事業発注状況表(契約額が100万円以上の事業)を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

〇議長(横関一雄)佐藤町長の行政報告が終わりました。次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長(角谷義幸) 改めまして、おはようございます。

行政報告の前に、先日行われました仁木町内の小中学校の運動会並びに体育大会に対しまして、公私ともにお忙しい中、横関議長はじめ議員各位のご臨席を賜りまして、この席をお借りし、感謝申し上げます。ありがとうございました。開催当日は、小学校、中学校とも天候に恵まれず、順延あるいは体育館での開催を余儀なくされましたけれども、ケガや事故もなく、無事終了することができましたことを、まずもっ

てご報告申し上げます。

では平成29年第2回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、銀山中学校案内標識の寄贈について申し上げます。この度、社会貢献事業の一環として、仁木建設協会(仁木 洋 会長)より、銀山中学校案内標識一基を寄贈いただきました。設置場所につきましては、道道仁木赤井川線と町道銀山中央線の交差点付近の町道用地内で、高さ4mの支柱に縦90cm、横45cmの表示盤が取り付けられ、仁木方面及び赤井川方面から見て十分にわかりやすいものとなっております。仁木建設協会からは、平成24年度以降毎年、新1年生及び転入生に対し自転車用ヘルメットの寄贈をいただいており、この度の案内標識設置を含め、心温まる善意に学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、銀山小学校校長住宅購入について申し上げます。昭和59年建設の銀山小学校校長住宅及び昭和50 年建設の同校教頭住宅につきましては、経年による老朽化が著しいことから、平成30年度建替えに向けた 協議を関係課と進めていたところ、昨年12月、小学校と中学校を結ぶ町道馬群別裏線沿いに空き家となっ た一戸建住宅があるとの情報を受け、校長住宅として購入できないものか、検討することといたしました。 当該住宅は、平成10年建設で18年経過と比較的新しい木造2階建て住宅であり、1月上旬に所有者と購入 に向けた諸条件の確認を行い、5月に当該住宅の価値を評価するための鑑定士による調査を実施したとこ ろであります。購入に伴いましては、用地測量経費、住宅等購入経費及び既存住宅解体経費を要してまい ります。用地測量経費につきましては、購入予定の住宅及び車庫が銀山2丁目64番地3のほか3筆の土地 にまたがって建ち、敷地の一部に納屋が建っていることから、納屋部分を分筆し敷地面積を確定させるた めに要する経費であり、住宅等購入経費につきましては、住宅及び用地測量により確定した面積分の土地 の購入経費であります。既存住宅解体経費につきましては、住宅購入後の既存の校長及び教頭住宅解体に 要する経費であります。なお、教頭住宅につきましては、今回は新たな購入などを行わず銀山学園入り口 の道道沿いにある既存の教員住宅を充てることとし、今後不足などが生じないよう、教職員数の推移を見 極めながら、適切な住宅管理に努めてまいります。この度、鑑定士による評価額が算定されたことから、 今定例会におきまして、当該住宅購入経費等の補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願 い申し上げます。

最後に、各種スポーツ大会、全道大会出場について申し上げます。近年の各種スポーツ大会における本町の子どもたちの活躍には目覚ましいものがありますが、今年度も各種競技において、全道大会への出場が決定しております。

はじめに、バドミントンであります。5月4日小樽市において、第26回小樽地区小学生バドミントン大会兼第18回北海道ABCバドミントン南北海道大会予選会が開催されました。本大会はバドミントンを通じ、小学生の心身の健全な発達と生涯スポーツの基礎作りに寄与することを目的に開催されている大会で、小学5・6年生の部、小学3・4年生の部、小学1・2年生の部それぞれ男女別に競技が行われ、本町からは銀山小学校児童7名が出場いたしました。結果は、小学1・2年生女子の部で2年生の山下楓夏さんが3位、小学1・2年生男子の部で1年生の小野文慈君が4位となり、6月24日、25日の2日間、室蘭市で開催される第18回北海道小学生ABCバドミントン大会兼第18回全国小学生ABCバドミントン大会南北海道予選会への出場が決定いたしました。

次に、陸上であります。6月17日小樽市において、第35回北海道小学生陸上競技記録会小樽後志地区予選会兼第19回小樽後志小学生陸上競技記録会が開催されました。本大会は、小樽・後志の小学3年生以上が一堂に会し、100m走やリレーなどのトラック競技と、走り高跳びや走り幅跳びなどのフィールド競技で

日頃の練習の成果を競い合う大会で、各種目の上位者及び北海道標準記録をクリアした選手に、全道大会への出場資格が与えられる選考会を兼ねており、本町からは仁木小学校児童15名、銀山小学校児童4名の計19名が出場いたしました。結果は、6年男子砲丸投で銀山小学校の西山 葵君が2位となり、7月16日、17日の2日間、室蘭市で開催される第35回北海道小学生陸上競技大会への出場が決定いたしました。

次に、剣道であります。6月17日蘭越町において、平成29年度後志中学校剣道大会が開催され、管内16校47名の選手が全道大会出場を目指し熱戦を繰り広げました。本町関係では、女子団体の部において、銀山中学校チームのみのエントリーであったことから、7月28日、29日の2日間、東川町で開催される平成29年度北海道中学校体育大会・第38回北海道中学校剣道大会への出場が決定いたしました。人数が揃わず女子団体チームを組むことができない学校が多い中、選手が一丸となり、日々の練習に取り組む銀山中学校チームの活動が報われたものと受け止めております。

最後に、野球であります。 5月6日から5月20日までの間、小樽市において、第28回読売旗争奪小樽・後志少年軟式野球大会兼第35回ホクレン旗争奪北海道少年軟式野球選手権後志支部大会が30チーム参加の下に開催され、本町からは仁木野球スポーツ少年団が出場いたしました。昨年本大会で悲願の初優勝を果たした仁木野球スポーツ少年団は、強力な打線と堅固な守備で準決勝までの4試合すべてでコールド勝ちを収め、大会2連覇をかけた決勝戦では、小樽・長橋野球少年団を相手に熱戦の末、9対3で勝利し、8月5日から7日までの3日間、札幌市で開催される第35回ホクレン旗争奪北海道少年軟式野球選手権大会への出場が決定いたしました。

野球をはじめ各種競技に共通することでありますが、近年どの選手も競技を行う上での基礎・基本がしっかりと定着し、その上に高度な技術が身に付いていると感じております。まさに日々の練習の成果であり、子どもたち自身の頑張りはもちろんのこと、それを支える指導者や保護者の皆様の熱意が各種大会での成績に表れているものと考えており、関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

結びに、全道大会での子どもたちの活躍をご期待申し上げ、平成29年第2回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長(横関一雄)角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで『行政報告』を終わります。

#### 日程第6 報告第1号

# 平成27年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(横関一雄)日程第6、報告第1号『平成28年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を 議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、報告第1号でございます。

平成28年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成28年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)岩井財政課長。

〇財政課長(岩井秋男)報告第1号、平成28年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申 し上げます。 地方自治法施行令第146条第2項では、地方公共団体の長は、繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。平成28年度の繰越明許費につきましては、平成28年度内に支出が終わらなかったため、予算の定めるところにより平成29年度に繰り越したものでございます。

次のページをお開き願います。平成28年度仁木町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございます。2款. 総務費、3項. 戸籍住民登録費、住民基本台帳ネットワーク導入事業、金額は27万2000円、翌年度繰越額は全額の27万2000円、財源はすべて国・道支出金でございます。6款. 農林水産業費、1項. 農業費、産地パワーアップ事業、金額は10億5125万円、翌年度繰越額は全額の10億5125万円、財源はすべて国・道支出金でございます。以上、2事業の合計金額は10億5152万2000円、翌年度繰越額も同額の10億5152万2000円、財源は、国・道支出金10億5152万2000円であります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第1号『平成28年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

# 日程第7 一般質問

○議長(横関一雄)日程第7『一般質問』を行います。4名の方から6件の質問があります。

最初に、『5歳児健診の推進について』、『中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌について』以上2件について、住吉議員の発言を許します。住吉議員。

○3番(住吉英子)5歳児健診の推進について。乳幼児健康診査は子どもの発達や成長を知る機会であり、 育児相談や障害等の早期発見と支援へとつながることを目的に、母子保健法の規定により市町村が行って います。3歳児健診から就学前健診までは長期間の間隔がありますが、この時期は近年特に増加している 発達障がいの早期発見の重要な期間にあたります。平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」によ り、地方自治体の責務として発達障がいの早期発見、発達障がい児に対する早期支援が求められるように なりました。発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注 意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢にお いて発現するものとされています。平成24年の文部科学省調査によると、公立小中学校の通常学級に通う 児童の6.5%に発達障がいの可能性があり、これに特別支援学校等を加えると、およそ10人に 1 人の割合に なると考えられています。平成18年度の厚生労働省における研究報告では、5歳児健診が行われている鳥 取県で9.3%、同じく栃木県で8.2%もの児童が発達障がいの疑いがあると診断され、このうち半数以上が 3歳児健診時では発達障がいの疑いを指摘されていませんでした。このことから現行の健診体制では対応 が不十分であり、就学前の 1 年間を猶予として持たせることのできる 5 歳児健診が医学的にも社会的にも 必要であると考えます。就学前健診で発見されたのでは遅く、対応が遅れることにより症状が進んでしま うと言われています。また、就学前健診で発見されても、親がそのことを受け入れるのに時間がかかり、 適切な対応や対策を講じることができずに就学を迎えてしまうため、状況を悪化させてしまうという現状 もあります。発達障がいは早期発見・早期対応が最も重要と考えますが、次の点についてお聞きします。

- 1. 本町における発達障がいの発見時期の状況、2. 就学時健診の現状と発達障がいが疑われる児童への対応や指導法、3. 5歳児健診を積極的に推進していく考えは、4. 5歳児健診実施に要する費用、以上4点について町長の見解を伺います。
- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の住吉議員の5歳児健診の推進についての質問にお答えいたします。

1点目の「本町における発達障がいの発見時期の状況」についてでありますが、本町では母子保健法で義務付けられている 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診を年 6 回実施しているほか、任意とされております 1 歳及び 1 歳未満の乳幼児健診も年 6 回実施しております。これらの健診では身体発育のみならず発達障がいの発見についても併せて検査しており、発達障がいの発見時期としましては、 3 歳児健診受診時にほとんど把握できる状況であります。

2点目の「就学時健診の現状と発達障がいが疑われる児童への対応や指導法」について申し上げます。はじめに、就学時健診の現状といたしましては、例年10月初旬に町民センター及び保健センターにおいて、学校医による内科及び歯科検診、教育委員会職員による視力、聴力及び知能検査、余市町立沢町小学校通級指導教室教諭による言語検査の6つの検査を実施しており、検査の他に就学に向けた今後のスケジュールの説明や既往歴、服薬状況及び食物アレルギーの有無を確認しております。次に、発達障がいが疑われる児童への対応や指導法についてでありますが、平成27年度に設置いたしました仁木町特別支援教育連携協議会の枠組みにおきまして、発達障がいを認知している保護者、療育機関、小学校、教育委員会及び保健師が会し、就学してからの不安や指導法の留意点などを聞き取る教育相談の実施や、発達障がいが疑われる児童を申し送りするため、小学校、教育委員会及び保健師による個別のケース検討会議を開催しており、児童の特性に配慮した教育を行える体制を構築しております。

3点目の「5歳児健診を積極的に推進していく考えは」につきましては、本町では先に述べた健診にお いて発達障がいの疑いのある乳幼児が確認された場合には、早期発見・早期療育等に対する保護者の理解 に向けた支援を行っております。主な支援の内容としましては、(1)健診後、経過確認が必要な乳幼児に ついては就学前までの間、3から6か月を目途に健診又は保育所等に出向き発達確認を行う。また、保育 所等を利用していない乳幼児については、経過確認の時期に保健師による家庭訪問等を実施する。(2)乳 幼児健診において発達障がいが疑われた場合は、北海道中央児童相談所が年3回実施している巡回児童相 談に結び付け、発達障がいや軽度の知的障がい等の判定を行う。また、より詳細な検査が必要な場合は、 小児精神科医師への受診調整や中央児童相談所で行っている医師診察への受診勧奨を行い、発達障がいの 有無について見極める。(3)巡回児童相談が直近でない場合、又は児童相談所の判定を拒否した保護者に 対しては、ほけん課で毎月1回実施している臨床心理士による発達相談に結び付ける。(4)何らかの療育 支援が必要な場合や療育を希望する保護者に対しては、余市町や小樽市にある児童発達支援事業所を紹介 し、早期療育を受けてもらうよう調整を図る。(5)その他、乳幼児健診に限らず、町で実施している母子 保健事業等での発達確認や関係機関と連携した情報交換を実施し、必要時に発達検査等を含めた調整と対 応を行う。これらの支援により、就学前健診までの間に保護者に乳幼児の状況について理解してもらうよ う努めております。本町は、乳幼児数が少ないことから、早期発見ときめ細かな対応ができ、現時点で5 歳児健診を積極的に推進していくことは考えておりませんが、引き続き発達障がい等の早期発見に努めて まいります。

4点目の「5歳児健診実施に要する費用」につきましては、内科医及び臨床心理士の2名による健診を年6回(1回につき5歳児4名ずつ)実施した場合、総費用は21万円と試算しております。

- ○議長(横関一雄)住吉議員。
- ○3番(住吉英子)今、ご答弁いただいた中で、本町の乳幼児健診の実施内容について、きめ細かな対応で取り組まれていることについて理解したところでございます。

次に、何点かお聞きしたいと思います。

まず、発達障がいについての確認なんですけれども、法律上の障がい者の定義は平成16年5月に改正された障害者基本法で定められました三障害、つまり知的障害、身体障害、精神障害に限定されていましたが、この支援法によって新たに発達障害が位置付けられました。平成22年10月障害者自立支援法の一部改正において障がい者の範囲の見直しがあり、発達障害は精神障害に含まれるものとして明記されました。このことで発達障がい者また障がい児(18歳未満の発達障がい者)は、精神障がい者と同様のサービスの利用が可能となりました。発達障がいは、過去には重度なあるいは重篤なという形容詞が付く状態を意味していました。しかし、いわゆる軽度知的発達に遅れのない発達障がい(軽度発達障がい)とみなされる状態もあり、それらの人々に対しても従来の発達障がいと同様の支援が必要であることが強調されるようになったという背景もございます。

本町で行われております3歳児健診では、身体の成長、障がいについての診断に効果を上げていると思いますが3歳児健診以降、就学時健診までの間の子どもたちの心身の発達は目覚ましいものがあり、総合的に健康状態を把握する必要性があると言われております。特に軽度の発達障がいや社会性の発達障がいなどは3歳児健診の後、保育所や幼稚園で集団生活をするようになってから様々な問題が指摘されるようになるとのことです。集団行動がとれない、自分勝手な行動が多い、指示が入りにくい、ひとり遊びが多いなど、集団生活を始めるようになってはじめてクローズアップされてくる問題となるため、5歳児健診の必要性が高まってきていると言われております。1点目の答弁で、発達障がいの発見時期として3歳児健診受診時にほとんど把握できる状況とのことでしたが、健診後、発達障がいの疑いを確認された乳幼児で経過観察が必要な乳幼児については発達確認が実施されております。3歳児健診受診率もここ3年ぐらい前からのですね、受診率とその時の発達障がいの確認の割合。また、就学時健診で軽度の発達障がいの疑いを確認されたことはあるのかその点についてお聞きします。

- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- ○ほけん課長(岩佐弘樹) 只今のご質問にお答えいたします。

3歳児健診までに経過観察と判断された乳幼児数は直近3か年では、平成26年7名、平成27年6名、平成28年12名で、経過観察の後、発達障がいを疑ったお子さんは、平成26年5名、平成27年3名、平成28年6名でございます。受診率というお話でございましたので、ちょっと話は戻りますけれども、平成26年度の3歳児健診の対象者は19名、それから平成27年度の対象者は19名、それから平成28年度の対象者は28名ということで、ちょっと先ほどの話に戻りますが経過観察がそのうち平成26年度が7名、27年が6名、それから28年が12名という状況でございました。このようにですね、少しでも疑問を抱いたお子さんは経過観察扱いとし漏れがないように注意してございます。例えばですね、平成26年度の5名が、今年6歳になるというお子さんになるわけでございますけれども、その5名のうち北海道児童相談所等で判定を受け、異常なしが1名、引き続き経過観察中が3名、それから発達障がいの疑いで通院中が1名という状況で、その子につきましては、児童発達支援事業所を利用している状況でございます。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)住吉議員。
- ○3番(住吉英子)3歳児健診の受診率はそうしたら100%ということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。

〇ほけん課長(岩佐弘樹)基本的にはそのとおりでございます。平成27年度は対象者19名に対して受診者19名、それから平成28年度につきましては対象者28名に対して受診者28名、平成26年度につきましては、対象者19名に対して受診者18名でございましたけれども、残りの1名につきましては、後日保健師の方で家庭訪問を実施したという状況でございます。

- ○議長(横関一雄)住吉議員。
- ○3番(住吉英子) わかりました。その3歳児健診の後ですね、要するに就学時健診をされるわけですけれども、それで改めてですね、軽度障がいというふうに確認された事例というものはあるのでしょうか。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- **○ほけん課長(岩佐弘樹)** 現時点で押さえているのは3歳児健診までで経過観察中となったものだけで、 それから、その経過観察以外の方が発達障がい等に認定されたというようなケースはございません。
- ○議長(横関一雄)住吉議員。
- ○3番(住吉英子)わかりました。次の3点目の質問で、主な支援の内容を5つにわたり回答がございました。その中の(4)の何らかの療育支援が必要な場合とはどのような医療内容でしょうか。また、余市町・小樽市にある児童発達支援事業所に紹介の件数はどのぐらいでしょうか。お聞きします。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- 〇ほけん課長(岩佐弘樹)児童発達支援事業所を紹介したという件数につきましては、平成26年度1名、平成27年度1名、平成28年度1名という状況でございます。すいません、時間を取って申し訳ございません。あとは何らかの支援というのはどのような支援かということでございますが、1歳6か月健診と例えば3歳児健診において難聴だとか視力障がいだとか、その他様々な疾病の発見に努めるために問診項目の見直し等をしておりまして、その辺でですね、若干問題がありそうだということを考えた乳幼児ということでございます。
- ○議長(横関一雄)住吉議員。
- ○3番(住吉英子)(5)の町で実施している母子保健事業の内容についてお知らせください。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- **○ほけん課長(岩佐弘樹)**各種、母子保健事業の内容でございますが、例えば妊婦券、妊婦の母親学級、 それから乳幼児健診、それから離乳食教室、母子保健指導、それから発達相談事業というような内容になってございます。
- ○議長(横関一雄)住吉議員。
- ○3番(住吉英子)わかりました。それらも活用して発達障がいを確認されているということでございました。本町では健診受診率も良い、5歳児の発達障がいもさほど多くはないという現状で一安心でございますが、平成28年10月総務経済常任委員会で研修視察を実施した子育て支援の先進的な取組みをされている香川県三木町では、平成18年度から乳幼児健診に加え、特に5歳児健診は学校就学前の準備としてお子様の成長を確認する貴重な機会となっていますと保護者に5歳児健診の大切さを周知し実施されておりました。いずれにしましても、5歳児健診は発達障がい児の早期発見、早期支援を目的として実施されております。大切なのは保護者の育児不安を軽減し、関係者が専門的な視点から適切なアドバイスを行い、安心して就学を迎えられるように支援することだと思います。早期支援は子どもと保護者の気持ちを楽にし、就学後のいじめや不登校などの二次的障がいの予防につながっていくものと考えます。本町においても、今後、発達障がいの早期発見、早期支援の取組みに推進していただきたいと要望して質問を終わります。
- ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)住吉議員のおっしゃるとおりですね、現行の3歳児健診から就学前の健診までの期間に、特に近年増加しております発達障がいにとって重要な意味をしているということは我々も認識しているところであります。ただ地域の状況によって異なりますので、規模の大きい自治体に取りましてはそのような対処策を講じなければならないところを、本町では乳幼児数が少ないということで先ほども申し上げましたとおりですね、これまでも十分にきめ細かな対応はしてきているというふうに認識しているところでございます。ただ5歳児健診についてですけれども、実施するとなりますと先ほど申し上げましたとおり総費用は21万円ですから、予算規模としてはそれほど大きいものではありませんけれども、今後大幅に子どもの数が増えたりとか、またはきめ細かな対応が困難と判断した際にはですね、行政としても検討してまいりたいとその様に考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

# ○議長(横関一雄)住吉議員。

○3番(住吉英子)発達障がいの早期発見、早期支援を更に推進していただきたいと思います。質問を終わります。

2番目に行きます。中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌について。

日本人のがんの死因の第2位である胃がんは95%以上がピロリ菌感染が原因とされていますが、ピロリ 菌を除菌することによって胃がんが予防できることが明らかになり、平成25年にはピロリ菌感染者の治療 は実質的には保険診療が可能となりました。また、平成26年にWHO(世界保健機関)のIARC(国際 がん研究機関)から、その検査と除菌治療を国の胃がん対策として導入するよう勧告されています。ピロ リ菌の感染率については、衛生環境と相関すると指摘されていますが、衛生環境が改善された現在の我が 国では、新規感染のほとんどは5歳くらいまでの母子感染など家庭内感染によることが知られています。 感染したピロリ菌は、生涯にわたって持続感染することにより、胃炎が進行し消化性潰瘍や胃がんを発症 しています。この発症リスクを抑制するためには、若年時に除菌をする必要があると言われています。こ のような背景のもと、全国的にも中学生を対象とした尿検査によるピロリ菌検査を実施する自治体が増え ており、北海道では平成25年に福島町が実施したのを皮切りに、中学生のピロリ菌検査と除菌治療に対す る助成について、北海道の平成28年末時点の調査では37自治体が実施、8自治体が実施予定で道内の4分 の1に広がっています。また、佐賀県においては、平成28年から都道府県としては初めて中学3年生全員 を対象としたピロリ菌検査と除菌治療に対する全額助成を実施しています。ピロリ菌を早期に発見して除 菌することにより、胃がんだけではなく胃炎や胃潰瘍を予防することができ、更に、将来自分の子どもに 対する感染も予防することができます。本町でも、中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌治療への助成 を含めた検討をすべきと考えますが、町長の見解を伺います。

# ○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌についての質問にお答えいたします。

「中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌治療への助成を含めた検討をすべきと考えますが、町長の見解を伺います」についてでありますが、議員仰せのとおり、ピロリ菌は主に5歳くらいまでに感染し、胃の中に存在し続けます。また、日本で発見される胃がんの99%がピロリ菌感染によるものであることがわかっています。ピロリ菌の除菌治療は、胃がん・胃炎・胃潰瘍予防に効果的であり、特に感染間もない中高生の段階で除菌することにより胃がん予防効果がより確実になると考えられています。中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌治療への助成につきましては、平成30年度からの実施に向け関係する医療機関、学校、教育委員会等との調整を進め、ピロリ菌一次検査(尿中抗体検査)をはじめ、二次検査(尿素呼気検査)、除菌治療、確認検査までの全額助成につきまして検討してまいります。以上でございます。

- ○議長(横関和夫)住吉議員。
- ○3番(住吉英子)前向きな回答をいただきました。ありがとうございます。

国の推計によると日本人の2人に1人が生涯のうちにがんにかかるとされています。北海道でもがんにより亡くなられる方は全体の3割以上で死亡原因の第1位となっています。一方、医療技術の進歩などにより、がんは不治の病ではなくなりつつあり、がんにかかっても約半数の方は直っているというデータもあります。中学生のときにピロリ菌の検査を行うことは、がん検診の必要性を考える良い機会になると考えます。がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見、検診について関心を持ち、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さに気づき自己のあり方や生き方を考えると、義務教育の段階からのがんに関する教育の推進が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の住吉議員の質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおりですね、今、日本でピロリ菌に感染している人は少なくとも3000万人近く、ある学者は6000万人近くいるというふうにも言われておりますけれども、このような背景を踏まえてですね、中学生を対象としたピロリ菌検査や除菌は、胃がん予防効果に大きく期待されるものだというふうに我々も認識している次第でございます。したがいまして中学生を対象として行う場合ですね、ピロリ菌に対する学校・保護者の理解を十分に取った上で、事後の対応、指導のあり方も含めてですね、全額助成実施に向けて前向きに取り組んでまいりたいというふうに検討している次第でございます。以上です。

- ○議長(横関一雄)住吉議員。
- ○3番(住吉英子)がん教育に関するこのピロリ菌検査は良い機会だと思うんですけれども、例えば親子で健康について、検診についての話をするとか、また、学校でも正しい知識を教えるという意味でのそういう、今後のがんに関する教育についての部分をどのようにお考えでしょうか。
- ○議長(横関一雄)角谷教育長。
- ○教育長(角谷義幸)がん教育について申し上げますけれども、小学校6年生の「みんなの保健」という保健の教科書がございますけれども、その中で「がんてどんな病気」というのを6年生の教科の中で教えております。がんてどんな病気、また、がんの主な原因だとか、がんの起こり方、主ながんとがん検診、そして家の人にがん検診を受けたか聞いてみましょうというのをですね、学校の授業の中で小学校6年生の場合はそのような授業を展開しております。また、中学校においても、がんに対する授業を行っておりまして、健康な生活と病気の予防、がんについての知識、がんができる仕組み、主ながんによる死亡の部位別割合、がん検診の受診率を向上させる取組みのある町村の例とかをですね、そういうものを取り組んでおりますけれども、この中で、特にそのピロリ菌についてのですね、学習また、先生からの指導についてはまだ私承知しておりませんので、その辺も含めて今後、学校教育の中でもですね、がん又はピロリ菌に対する子どもたち、また、保護者に対してですね、周知していけるような教育体制をとっていきたいなというふうに考えております。
- ○議長(横関一雄)住吉議員。
- ○3番(住吉英子) そのような教育、子どもさんからの教育で保護者の方も検診に対する関心、また、検診の本町においての啓発にもなるのではないかと、受診率アップにもつながっていくんではないかと考えます。

本町も早期発見で、胃がん撲滅に向けて平成30年度から中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌治療へ

の全額助成が実施できることを要望し、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(横関一雄) 暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

# 再 開 午前10時50分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7『一般質問』を続けます。

一般質問『人口減少に伴う高齢者対策について』以上 1 件について、野崎議員の発言を許します。野崎議員。

○4番(野崎明廣)人口減少に伴う高齢者対策について質問いたします。

本町は、近年若者を中心とした人口減少が急速に進み、それに伴い高齢者比率も40%を超えました。これは、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」の予想を上回るスピードとなっています。この人口減少対策として、平成27年度に策定された「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、4つの重点プロジェクトを掲げ、豊かな暮らしの支援プロジェクトでは、高齢者が安心して生活を送れるよう保健・医療・介護の充実を図り、健康で元気な生活を送れる地域社会の構築に努めるとあります。高齢者が生き生きと暮らせるための取組みとして、高齢者福祉施設を活用した集いの場の創出や、高齢者生活支援事業の充実とありますが、今年度はどのような取組みを実施するのでしょうか。また、総合戦略を確実に実行するには、これまでにない新たな取組みも必要ではないかと考えられます。町長は二期目の公約として、「安らぎを感じながら安心して暮らすことができる環境づくり」をテーマに、ワンストップ型相談支援の導入や地域包括ケアシステムの効率化と充実を図ると明言されましたが、具体的にどのような手法により福祉サービスの充実を図って行くのかお伺いをいたします。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎) 只今の、野崎議員からの、人口減少に伴う高齢者対策についての質問にお答えいた します。

1点目の「高齢者福祉施設を活用した集いの場の創出や、高齢者生活支援事業の充実とありますが、今年度はどのような取組みを実施するのでしょうか」についてでありますが、高齢者福祉施設を活用した集いの場の創出につきまして、今年度は高齢者が気軽に集まり、参加者同士がお互いに交流できるサロン活動の開催を検討してまいります。

次に、高齢者生活支援事業につきましては、町独自のサービスとして外出支援サービス事業、配食サービス事業、生きがい活動支援通所事業、ハートコール事業、除雪サービス事業等を引き続き実施してまいります。また、昨年度からは、新たな通所型サービスの一つでもあります短期集中予防サービス運動教室を実施しております。今年度は、短期集中予防サービス運動教室を実施しながら、さらに年間を通して運動ができるようフォローアップ教室を実施しております。

2点目の「ワンストップ型相談支援の導入や地域包括ケアシステムの効率化と充実を図ると明言されましたが、具体的にどのような手法により福祉サービスの充実を図っていくのか」について申し上げます。ワンストップ型相談支援の導入につきましては、高齢者からの相談は地域包括支援センターが総合相談支援業務として行っておりますが、身体障がい・知的障がい及び精神障がいのある方からの相談につきましては、住民課おもいやり係が対応しております。しかし、最近は介護や医療が関連する事例が多く、ほけん課保健係・介護保険係、地域包括支援センター及び関係機関と連携し、関係する担当者が一堂に会して

相談を受けることができるような体制づくりを進めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムの推進につきましては、団塊世代が75歳以上となる平成37年を目途にシステムの構築が求められております。地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。本町においても、地域包括ケアシステム構築の取組みの一環として、地域支援事業の包括的支援事業の中で、毎月1回の地域ケア会議を開催し、高齢者の個別課題の検討及び解決を図り、個別課題を積み重ね地域課題の発見に努めております。また、様々な生活支援サービス提供体制を構築するため、地域支援事業の包括的支援事業として、平成30年4月から「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置すべく取り組んでまいります。さらに本町では、高齢化率が40%に達し、今後、認知症高齢者の増加が予想されるため、地域支援事業の包括的支援事業として、認知施策を推進してまいります。具体的な内容といたしましては、認知症初期集中支援推進事業として、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、平成30年4月から早期診断・早期対応に向けた支援を実施してまいります。今年度の取組みは以上の予定でありますが、今後におきましても地域包括ケアシステム構築に向け、各種取組を着実に進めていかなければならないと考えております。以上でございます。

# ○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣) それでは、単刀直入に再質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、高齢者に対する今年度の取組みですけれども、現状として生活支援が多く、新たな取組みも多くを臨むことができないのが実態なのかなという感じもしております。今年度、高齢者が気軽に集い交流できるサロン、短期集中予防サービス運動を検討されているとのことですが、どのような内容でされるのかお伺いしたいと思います。

#### ○議長(横関一雄)川北住民課長。

〇住民課長(川北 享)それでは、私の方からサロンの関係につきましてお答えいたします。

サロンとは、地域の人たちが参加して定期的に集まることで、顔なじみの輪を広げ生き生きとした楽しい生活を送ることを目的としております。それで最初は月1回程度、参加者が気軽に集まれることが大事でありまして、内容についてはお茶を飲んで話したりする茶話会、ゲーム、カラオケ、運動などお互いに楽しんで交流できれば何でもかまわないと考えております。昨年度購入いたしました健康マージャンですとか、ゲーム、カラオケ、また、健康ボールなどを活用して行っていきたいと考えております。参加者が楽しく気軽に無理なく自由に参加できる活動を検討してまいりたいと考えております。サロン活動は本来自発的な活動でございますけれども、立ち上げの部分につきましては町の担当者が主体となりまして、その後はボランティア等に引き継いでまいりたいと考えているところでございます。

#### ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。

**○ほけん課長(岩佐弘樹)**それでは、私の方から短期集中予防サービス運動教室の内容について、ご説明申し上げます。

二次予防事業の対象者、つまり元気な高齢者と要支援1の間に位置する高齢者が、運動器の機能の向上のためなどにトレーニングを行い、自立した生活機能を維持するとともに要介護状態になることを防ぎ、生き生きとした生活を送ることができるよう支援するための教室でございまして、昨年度は9月1日から12月1日の間に11回、1月12日から3月23日の間に9回実施してございます。運動の内容といたしまして

は機能向上トレーニングとしてストレッチ、それから椅子に座りながら足を上げる等の筋力トレーニング、 それからバランストレーニング等でございまして最終日に体力測定を行ってございます。ほとんどの方が 自宅での体操や教室で学んだことを継続していたそうでございまして、結果としましてはほとんどの方の 移動能力が改善され、半分程度の方に握力の改善が見られたという状況で非常に好評だったと伺ってございます。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣)内容を聞くと非常にこういろいろされているということがわかりました。サロンにおいては、町の担当者が付き添ってやられているということですが、1回程度の最初の段階で担当者がやられているということなのですが、この会合という場所においては何かのサークルとかそういうものの中で、高齢者がやっている中に一緒に入ってやらせてもらうというような状況で進めているのか、まったく新たにサロンというものを築いてやってやられているのか。ちょっとお伺いしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)川北住民課長。
- **○住民課長(川北 享)**これからやろうということで、まだやっているわけではございませんけれども、 サロンというものを新しく別に立ち上げるということもありますけれども、地区の老人クラブですとか、 地区のそういういろんな会合に合わせてやっていくということも考えております。いろいろなゲームです とかカラオケですとかの備品も持ち歩きができるものを購入しておりますので、それも十分活用して行っ てまいりたいと考えております。
- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣) 恐らくそういう会合の中で出向いてやるということになろうと思いますけれども、こちらから出向いていくとなれば、いろいろ高齢者を呼んで送迎するまでに持っていかなければ、なかなかそういう対応ができないのかなという感じもしていますけれど、その辺はまったく会合の中で一緒に便乗させてもらうということでよろしいでしょうか。
- ○議長(横関一雄)川北住民課長。
- **○住民課長(川北 享)**送迎のことにつきましては、ちょっと今のところ考えておりませんので、その会合の中に参加させていただくような形でということで考えております。
- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣)進んでどんどんやっていただきたいと思います。

2点目ですけれども、このワンストップ型相談支援ですけれども、住民課おもいやり係、ほけん課保健係、関係機関と連携、また担当者が一堂に会して相談体制を進めるとありますが、担当する体制としてどのような内容でやられるのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)川北住民課長。
- ○住民課長(川北 享)このワンストップ相談支援につきましては、昨年からいろいろ関係機関と協議して現在も協議して継続中であります。関係機関というのは、社会福祉協議会、それと町内の居宅介護事業所のケアマネ、また、社会福祉法人後志報恩会相談支援センター仁木、後志圏域総合支援センター等で、今予定しているところでございます。最近は、介護と育児に同時に直面するダブルケアですとか、障がいを持つ子どもと介護を必要とする親の問題など複合的な支援を必要とする状況が生まれてきております。こうした複雑化した課題を総合的に支援するためには、町単独では専門職の確保というのは大変難しい面がありまして、町の担当者や保健師そして関係機関のケアマネ又は社会福祉士等専門職員が連携して相談体制を取ってまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣)非常に多くの担当者が必要になってくるのかなという感じもしておりますけれども、 それを、いつ頃からはじめてどのように体制づくりをしていくのかという、その辺のお考えがあれば、お 伺いしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)川北住民課長。
- **○住民課長(川北 享)**時期的については、まだいつからということにはなっておりません。その協議会も昨年度は5回開催しまして、今年度も引き続きいろいろその面で協議していくということになっております。
- ○議長(横関一雄)野崎委員。
- ○4番(野崎明廣) それと地域包括ケアシステムですが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途にということですが、高齢者比率が現在40%を超えている状況の中で、今後8年後を目安として良いのどうか。お伺いしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- ○ほけん課長(岩佐弘樹)国の方ではですね、団塊の世代の約800万人が75歳以上となる2025年、つまり平成37年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指すように言ってございます。時間がかかり過ぎというふうに思われるかもいたしませんけれども、地域包括ケアシステムの肝となる部分は高齢者が重度な要介護状態になっても、できる限り自宅や地域で過ごすことができるように、住まい・医療・介護の予防生活支援が一体的に提供されるシステムというものでございます。例えば、重度な要介護状態のひとり暮らし高齢者の場合、日中だけではなく深夜にもホームヘルパーが訪問しなければ生活の質が保てないというようなことが現実に起きてくると予想されます。そこで多様なサービスを地域で途切れなく提供することが求められてまいります。つまり、これまでの介護では高齢者が重度になると施設や病院へというような流れでございましたが、これを在宅や地域重視に変えるのが地域包括ケアシステムでございます。ですから、言葉が適切かどうかちょっとわかりませんけれども、ある意味壮大なシステムというふうに捉えております。人口減少社会による担い手不足の中で増大する地域のニーズに応える方法を、この8年間で自治体は試行錯誤しながらも、着実に地域包括ケアを進めていかなければならないというふうに考えてございます。○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣)国の中でやられているという状況の中では、仁木町においてはちょっと出遅れるのかなという懸念もいだく状況ですけれども、どちらにしても国がそういう方向性で進んでいるということに対しては、町もそれなりに前向きな形の中で、国よりも先に対応できるんだという形をやはり考えていた

だきたいなという感じもしています。その辺は町長どうお考えですか。

- ○議長(横関一雄)美濃副町長。
- 〇副町長(美濃英則)私の方から野崎議員の質問についてちょっとお答えしたいんですけれども、今、高齢者ですね、今回質問がありました人口減少に伴う高齢者対策ということで、高齢者というのは、議員お分かりのとおり65歳からが高齢者という位置付けであります。大分前になりますけれども、北海道新聞の夕刊のコラム欄に高齢者とはという記事が載っておりました。今、65歳から75歳の方が1番元気だと。65歳から75歳の方は元気で健康である。そしていろんな能力・経験を持っている。そしてお金も持っている。そういう人方が人材であると。そして、そういう人を使わない手はないんだというようなことが新聞のコラム欄に載っていて、私も確かにそうだなという思いでおります。そう言いつつもですね、高齢者の中には認知になった方だとかですね、それから、いろんな大きな病気をして介護が必要な方だとかいろいろい

ると思います。そういうものについては、介護保険制度だとかいろんなものを使いながら、認知症の事業もですね、取入れていきますので、先ほどほけん課長から申された、国の制度については町が率先してやるということについてもですね、方向性が定まっていない中で非常に無理だと思いますので、それは国に準拠しながら、前向きに進めていくというふうに思っているところであります。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣) それではちょっと認知症の早期診断・支援を平成30年4月より実施されるということですが、人員的な対応はどうなのか。お伺いしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- ○ほけん課長(岩佐弘樹)認知症サポート医は仁木町の内科医に依頼する形になっておりまして、昨年度研修を受けてサポート医の認定をされたということになってございます。あとチーム員でございますが、本年度うちの保健師1名と、社会福祉協議会のケアマネさん1名が今後、研修に伺いまして、その研修を受けることによって、そのチーム員のメンバーになれるということでの3名体制で、来年4月からの稼働を目指しているという状況でございます。
- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣)保健師さんとサポートされるケアマネさんと全部で3人ということで、これで十分な手当てができる状況ですか。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- **○ほけん課長(岩佐弘樹)**来年4月稼働ですので確かにやってみなければわからないというようなことはあるかと思いますけれども、チーム員のメンバーにしてもですね、今の2名だけで足りるというふうには考えてございませんので、今後のことも考えて来年は来年で、またチーム員の研修の方に行っていただいて、認知症のチーム員となれる資格を有する方を少しずつ増やしていきたいと、将来的には少しずつ増やしていきたいなというふうには考えてございます。
- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣)わかりました。これは、町長にお伺いをしたいんですけれども、町長の目指す福祉に対する公約は、今いろいろ一般質問の中で説明された内容なのかなという感じもしますけれども、ほとんどが住民課おもいやり係、ほけん課保健係・介護保険係、社会福祉協議会、障害・医療・介護・生活支援、すべてが網羅された、一括された総合体制というものが構築できないものかどうか、すべてが今の状況でいくと縦割りの状況なのかなという感じもしていますので、その辺町長どう思われるかお伺いしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の野崎委員の質問にお答えします。

今、後段野崎議員がおっしゃったことはですね、私も、執行方針、先日の臨時会で行いましたが、私の今後の思いの中でですね、述べたことと全く同じことでありましてですね、私も思いとしては同じであります。今、お話にありましたとおりですね、本町は今、行政はもちろんのこと、社会福祉協議会、様々な各関係機関・団体と連携しながら、やってはいるんですけれども、中々縦割りの部分がまだまだ根強く行われている部分がありましてですね、そうなりますと、様々な今後の支援政策をつくり上げたとしても、その分、人材だけが必要になって、機能効率化という意味では、非常に弱いものがあるというふうに私も認識している次第でございます。したがいまして国が今、平成37年を目途に求めております地域包括ケアシステムの構築をですね、本町もいち早く、今の時点から行わなければならないという思いの中で、今、

様々な関係団体、関係課それぞれと体制づくりに向けて進めていきたいという思いの中で取り組んでいるところでございます。地域包括ケアシステムというのはですね、自治体が中心となり、地域の様々な力を集結させて地域の自主性または主体性というものに基づいて、地域の特性に応じてつくり上げていくものでありますけれども、本町もですね、そういった部分を鑑みて、役場行政だけで行えるものには限界がありますから、その支援を更に充実させるためには、町民の住民の力も必要でありますし、または専門的な団体の力も必要であります。そういった力を集合させて、仁木町独自のですね、福祉サービスを行えるような、そんな体制づくりを目指してまいりたい、そのように思っている次第でございます。以上でございます。

# ○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣) 町長が言われることもわかるんですけれども、構想としてはもう、これを総括したものを、今後5年後にはつくっていくという考えはありませんか。総合的なものを一括して作るんだっていうこと。今37年を目途と言いますけれども、その前にそういう方向性を持っていくという計画がないかどうか。

# ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)可能性としてはあると思います。というのは、まず先にですね、例えば野崎議員がどこをどういう部分でおっしゃりたいのか、ちょっとあまり私も察知できませんけれども、恐らくそういった集合的な拠点施設などを作って、すべてを運営できるような場所が必要ではないかというふうな、もしそういった考えであるのであれば、まずその前に体制づくりが私は必要だと思うんですね。体制づくりをまずしてから、その延長線上にこれだけ需要が高まり、体制もバラバラにやっていてはなかなか難しい、困難であると判断した場合には、そういった拠点施設づくりも選択肢の一つになるというように私も考えていますので、今の段階からなかなかそういった箱物ありきでつくるというのはなかなか厳しいものがありますので、まずはできることから始めて、それぞれの課が連携して今まで効率が悪かったものを効率を良くする、そういった努力をまずして、次のステップとしてそういった様々な可能性を探っていきたいというように思っていますので、私も平成37年度までにやらなければならないという事ではなく、平成37年度よりも早い段階で、なるべく仁木町のそういった福祉行政の構築を目指してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

# ○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣)町長には今後も前向きに考えていただきたいなという感じもしていますけれども、実際に高齢者が来ても、子どもが来ても、親が来ても、それがすべてそこで網羅されるという場所が今後必要ではないかなという感じもします。実際にこうやって何部門にも分かれていて、全部回って歩かなければならないという実態が、やはり町民にとってはゆるくないという状況もあるのかなという感じもしています。その辺も今後考えていただければなという感じもしています。

あと、高齢者だけではなく、地域福祉計画の問題、課題を踏まえ、次にどのようにしていくのかということが、計画で出てこなければ、ただの計画にすぎませんし、そのうち計画も消えてしまうんです。だから、きちんと支援体制の基盤を整えるべきではないかなと、早急に新たな計画というものを築きあげていただきたいと思います。その辺、町長どう考えられますか。

# ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎) 野崎議員おっしゃるとおりですね、確かに今後のビジョンなり計画に沿って進めていくということはもちろん重要であるけれども、今ある計画、又はこれから作らなければいけない計画、

そういったものもいろいろ精査しながらですね、本町にとって一体何が進むべき方向性なのかというのを しっかりと見きわめた上で計画をつくらなければ、ただの絵に描いた餅にならないようにですね、我々も その辺はしっかり気を付けながら、今後、考えてまいりたいなと思っている次第でございます。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○4番(野崎明廣) これで私の質問は終わらせていただきますけれども、それこそきちんとした計画の中で、絵に描いた餅にならないように、町としてもきちんと計画を立てていただきたいなという感じもしていますので、以上で私の一般質問を終わります。
- 〇議長(横関一雄)次に『職員の人事評価の手順とその活用について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) それでは先に通告してありました、職員の人事評価の手順とその活用について質問させていただきます。

少子高齢化・人口減少に伴う地域経済の縮小など、地方公共団体を取り巻く社会情勢は依然として厳しい状況が続いております。このような背景から、職員個々に困難な課題を解決する能力と、高い業績を上げることが従来以上に求められております。町長は二期目の抱負として、農作物のブランド化、高齢者福祉の充実、ワイナリー誘致などの農業を軸とする産業振興、町職員向けの定期的な研修を含めた人材育成などについて、取り組む考えを示しております。町長の町政運営を補助するのは職員の責務であり、研修を含めた人材育成は最も大切な施策の一つと考えます。さて、昨年導入した職員の人事評価制度のねらいは、高い能力を持った公務員の育成と住民サービスの向上など、組織全体の士気の高揚と公務能率の向上を目指すことが本制度の目的であります。この人事評価制度の実施においては、職員個々の能力と資質を知る上で有効な手段ではありますが、実施段階での客観的評価の他に、面談を通して被評価者の意見を十分取り入れた納得性の高い人事評価を目指すことが重要であると考えます。そこで、昨年度実施した人事評価の手順と評価した結果を、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎としてどのように活用されたのか伺います。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今の佐藤議員からの、職員の人事評価の手順とその活用についての質問にお答えいたします。

人事評価制度につきましては、平成11年公務員制度調査会において、現行の勤務評定制度について全般的な見直しを検討すべきとの答申から、種々検討がなされ国家公務員において2回の試行を経て、平成19年7月、国家公務員法等の一部を改正する法律が施行、新たな人事評価制度が構築され平成21年10月に全府省庁で人事評価が実施されております。これらを踏まえ地方公務員においては、平成26年5月の地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、人事評価制度導入による能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定され、「能力本位の任用制度の確立」、「人事評価制度の導入」、「分限理由の明確化」が求められることとなり、平成28年4月から本制度を導入しているものであります。

本町におきましては、平成27年に被評価者研修を2回、評価者研修を1回実施し、人事評価制度を導入しております。

1点目の「昨年度実施した職員の人事評価の手順」についてでありますが、本町における人事評価制度は4月から3月までを評価期間とし、数値化方式により、その評価期間を通じて当該職位に求められる職務行動がとられていたかを評価する能力評価、職員個人が業務目標を設定し、その目標に対する結果の達成度の面から評価する業績評価の二つの評価方法により構成しています。全体の手順としましては、年度

当初に課としての組織目標を設定し、達成に向け1年間取り組むこととなります。その後は10月以降に支援やアドバイスのための中間面談を行い、進捗状況を確認し進めております。翌年2月1日を基準日として、1次評価者である所属長及び2次評価者である副町長が能力評価においては発揮した能力を項目別に、また、業績評価においては個人目標に対する自己申告を基に業績評価における最終評価を6段階評価で行い、私の確認を受けた後、所属長との期末面談により最終評価結果の通知を行っております。

2点目の「評価した結果を任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として、どのように活用されたのか」について申し上げます。評価結果につきましては、地方公務員法第22条において、任用・給与・分限等人事管理の基礎として活用するものとするとされておりますが、本年度におきましては、評価結果を直接的に反映させないことといたしました。これまでも勤務評定等により行ってきていたものでありますが、被評価者の目標設定の仕方や評価者の評価のバラつきもあることから、引き続き評価者及び被評価者の研修を行い精度の向上に努め、運用面においても見直しを進めながら、平成30年度からの運用に向け対応してまいります。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) それでは、再質問をさせていただきます。

只今、いろいろご答弁がございましたけれども、まず1点目として、人事評価実施規定の第3条によりますと、他の地方公共団体へ派遣研修などの人事評価の実施が困難である職員については、町長が別に定めるものとしておりますけれども、後志広域連合等への派遣職員につきましては、どのように評価されたのか、お尋ねをいたします。

- ○議長(横関一雄)新見総務課長。
- ○総務課長(新見 信) 只今のご質問にお答えいたします。

後志広域連合の派遣職員につきましては、今回評価初年度ということでありまして、広域連合との調整 も必要でありましたことから、昨年度評価を行うことはできませんでした。今後ですね、町で行う評価と 後志の広域連合に評価を依頼する場合の2通りございますので、後志広域連合に評価を依頼するというこ とで、調整を進めてまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 今回は評価も初年度ということでございまして、やむを得ない事情もあったかと思いますけれども、これは、全職員が対象で、そのことによって公正公平性が保てるという部分でございますので、今後はぜひこれは前向きにきちんと評価するように、実施してほしいと思いますが、町長どうでしょうか。
- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)今、新見課長が申したとおりですね、今年実施できなかったということで、今後、後志広域連合と町でやる2通りのパターンがあるということを申し上げさせていただきました。どちらが適切なのかということも含めて、また、管内のまわりの町村の動きも見てですね、その取るべき対応を考えてまいりたいというふうに思っている次第でございます。
- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教)やはり全職員、公正公平な観点からぜひそれは実施してほしいと思います。

それでは次に、評価過程についてお尋ねいたします。先ほども質問の中でも触れましたけれども、評価 結果に対する被評価者の納得性を高めるためには、評価記録に記載する他、特に面談等によるコミュニケ ーションが重要と考えています。そのような方法はとられたんでしょうか。 〇議長(横関一雄)新見総務課長。

○総務課長(新見 信)評価結果につきましては、被評価者の目に見える形になるようにということで、評価記録に記載をしてございます。議員おっしゃるとおり、人が人を評価するということでありますので、また、仕事を進める上でも、普段からのコミュニケーションというものが1番大事な部分であると認識しているところです。今回の評価につきましては評価の始まる前の期首面談で面談、そして中間10月頃にですね、中間面談というものを行いまして、最終評価における期末面談ということで3回の面談を実施しておりまして、それぞれの目標設定の仕方ですとか、それぞれ中間においては進捗状況などをですね、お互いにコミュニケーションを取りながら意見を交換しながらですね、共通認識が図れるような形で今回進めております。以上です。

# ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) 只今、規定どおり面談等によるコミュニケーションは図られているという説明でございますけれども、この面談等によるコミュニケーションこそ、質の高い評価ができると思いますので、今後においてもですね、ぜひ積極的にコミュニケーションが希薄だと言われていますので、ぜひこの辺はですね、町長もしっかりやるようにお願いしたいと思います。

次にですね、1次評価者これは課長ですけれども、その指導等について伺います。

まず、1次評価者である課長はですね、被評価者、受ける側の能力評価及び業績評価の結果を当該受けられた被評価者に開示し、評価の結果に基づき指導及び助言を行うものとしておりますけれども、これは規程どおり実施されたんでしょうか伺います。

# ○議長(横関一雄)新見総務課長。

○総務課長(新見 信)本町におきましては、仁木町職員の人事評価の実施規定、そして仁木町職員の人事評価実施要領、それぞれ定めて実施しているところでありまして、評価結果につきましても、期末面談時に被評価者に対して開示しているところであります。先ほど説明させていただきました3回の面談につきまして、この規定に規定されているところでありまして、それに基づいて実施しているというものでございます。

# ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)規定どおり実施されているということでございますけれども、この部分が評価の最終的な評価決定にあたる重要なプロセスでありますので、今後とも十分に面談に時間をかけてですね、評価する方とされる側、双方が連携をして、より良い評価につながるよう努力してほしいと思います。

次に、課長等からなる公正な連絡調整会議、これについてお伺いします。人事評価制度の円滑な運用や 公務能率の向上のために必要な連絡調整を行うため、町長が指名する課長等が構成する連絡調整会議を設 けるということになっておりますけれども、先ほどの答弁の中で評価にバラつきがあったということでご ざいまして、この会議がどのように活用されたのか、その運用状況についてお尋ねをいたします。

#### ○議長(横関一雄)新見総務課長。

〇総務課長(新見 信)人事評価実施規程の第15条に規定されております連絡調整会議を設けるものとするということで、昨年度、期首面談を行う前に1回、開催しております。こちらは当初の目標設定をする際に、それぞれの職員が業務目標の設定というもの、レベルを設定するということになるんですけれども、全職員が今回初めて記載すると、初めての評価ということでありまして、それぞれ被評価者、評価される側の職員のですね、目標に対するレベル設定について、ちょっとかなりバラつきも生じている部分もあったものですから、全員1次評価者、2次評価者ということになりますので、副町長、教育長、そして1次

評価者の課長職、全員で集まって評価の業務設定をした評価書の方をですね、個人目標の方ですね、そちらの方をですね、集まって会議を開催して意見交換を行ったものであります。その中でレベルの設定について、ここの部分はこうしていきましょうということも、全体で調整できるものについては全体で調整をしながらですね、共通認識を図って実施してきたものでございます。以上です。

# ○議長(横関一雄)佐藤議員。

**○1番(佐藤秀教)**これも、既定どおり実施されているようでございますけれども、先ほども言いましたけれども、バラつきがあるという最終的なご答弁もありましたけれど、評価する上で課長らの共通認識を皆さんがしていないと評価制度に大きくこれは作用すると思います。それで意見交換等を実施したということでありますが、今後もやはり回数をやればいいということではないんですが、やはりそれは課題は即、解決するような方向でそういう調整会議がせっかくあるんですから活用して、制度にバラつきがないように今後も精度の高い評価を目指してほしいと思います。

それでは次にですね、任用の関係で、職員定数の関係でちょっとお尋ねしたいと思います。職員定数につきましては、過去に財政難を理由に一時的に採用を控えた結果いびつな年齢構成や人材不足が発生し、各自治体とも深刻な問題となっております。4月1日現在の行政機構図を見ますと、従前から課題となっておりました1人職場もかなり解消され、望ましい人事配置に改善されつつあるのかなというふうに感じております。今年度は7名新規採用されておりますけれども、採用する上で職員数などを仁木町定員適正化計画との整合性について、どのような状況にあるのかお尋ねをいたします。

# ○議長(横関一雄)美濃副町長。

〇副町長(美濃英則)仁木町定員適正化計画とその整合性のご質問だったと思いますけれども、これにつきまして私の方から答弁をさせていただきます。現在あるものは、第3次の仁木町定員適正化計画でありまして、これにつきましては、平成26年から平成30年までの5か年で策定したもので、退職者の補充という観点から計画を作成したものであります。この計画につきましては、平成29年4月1日現在の計画予定人数が63名というふうになっておりますけれども、現在は6人多い69名という状況であります。この増えた要因といたしましては、近年の行政需用、業務量の増加等により職員を増やしたものであります。今後においてはですね、機構の見直し、あるいは当然人件費という財政負担も伴いますので、それらを含めながら、また更にですね、職員の年齢構成のバランスも考えて、適正な人員配置に努め、事務の効率化を図ってまいりたいというふうに思っているところであります。以上です。

#### ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)只今の説明で内容等につきましては理解するところでございますが、1番懸念されているところがですね、将来的な財政負担かと思います。我々団塊の世代の時にはかなり人件費もですね、大幅に食い込んでいるという状況もございました。ですから今後そういう部分も含めてですね、今回、社会人枠で30代あるいは40代の職員も4名入ってございます。ですから、先ほど言ったように職員の年齢構成の平準化も踏まえてやられたかと思うんです。今後はそういう部分もあると思いますけれども、本当に今の機構でいいのか、先ほどもありましたけれども機構の見直しも含めてですね、やはりこういうものは改善していく部分じゃないかなと思います。ただ足りないから入れればいいんだということではなく、やっぱり機構の見直しも含めてですね、効率のいい人事配置というものを考えていくべきだなと私は思いますが、町長どうでしょうかその辺。

# ○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)佐藤議員おっしゃるとおりですね、将来的に本町も機構の見直しというのは図らな

ければならないというふうに、強く思っている次第でございます。今回、中途採用職員も含めてですね、ある程度年齢のバランス調整をして採用したつもりでありますけれども、今後におきまして、果たして正規職員というか新しく入る職員だけをですね、採用をすることが望ましい姿なのかというのは、専門的な部分がこれからどんどん求められる中で、果たして専門的な人材というのをですね、民間から受け入れたりすることもまたこれから必要になってくるというふうに私も認識していますので、これから、従来の職員採用の仕方とは、認識とは、これから求められるものはちょっと違うというふうに私も思っていますので、そういった部分では、今の時代に適した人材の機構をですね、つくり上げていかなければならないなというふうに思っている次第でございます。

# ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) 今、町長の方からその時代背景に合った、あるいは町長の施策にあった、それでおそらくそういう部分で採用していくということも含まれているということで理解しますけれど。

次にですね、それに関連してなんですがこれも任用に関して、人材育成について、これを伺いたいと思います。町長は2期目の抱負として、職員向けの定期的な研修を含めた人材育成にも取り組む考えを示してございます。それで、町長が求めている人材とはどのような人材なのか、また、そのためにはどのような研修を考えているのか。具体的にその辺ところをお尋ねしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えします。

ちょっと自分の思いが強くなり過ぎて長くなくなるかもしれませんけれども、ご容赦願いたいと思います。

私が求める職員としての人材の部分でありますけれども、今回、選挙の公約として、私は人材育成に積 極的に取り組んでまいりたいと強く訴えさせていただきました。まちづくりを行う上でですね、やはり重 要なのはやはり私は人であるというふうに思っております。この4年間、新たな事業を構築したり、また は新たな組織を立ち上げるために、いろいろ携わったりもしましたけれども、いくら機会や環境を整えて も、そこに共感して動いてくれる人がいなければですね、やはりなかなか機能しないというのを痛感いた しました。役場職員に対しても同じことが言えるんですけれども、いくら優秀な人材がそろっていたとし てもですね、やはりそこに思いや意志がなくですね、上からの命令や指示で動いたとしても、なかなか大 きな成果というのは見込めないというふうにも私認識した次第でございます。したがいまして、何のため に、誰のために、そういった目的意識をしっかり見出るような人材をこれから育てることが、大きな活力、 原動力なるというふうに思っている次第でございます。そのためにも私は自ら考え主体的に行動できる職 員をですね、育成してまいりたいなというふうに思っている次第でございます。職員研修等も含めてです ね、公務員としての学ぶ機会というのは今までもいろんな研修プログラムに沿って、北海道市町村職員研 修センターとかいろんな法律を学ぶために研修の場はあるんですけれども、それだけでは公務員としての 役割は学べるかもしれませんけれども、今求められております能力といいますか、民間的な発想を求めら れたりとか、また、現場主義的な視点で物事を考えたりする、そういったものを育める場所というのはな かなか今の段階ではないので、そういったことも育めるような人材育成機関を設けたいなというのが私の 強い思いであります。以上であります。

# ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)町長の言わんとするところはわかります。この人材育成ですね、これについては先ほどおっしゃった公務員としての必須研修と言いますか、そういうものの他にですね、やはり町長の政策上

で、こういう人材が欲しいんだというそういう専門性を生かしたですね、そういう研修も私は必要かと、人材育成も必要かと思うんです。そうでないとせっかく良い研修を受けても、私もこれ元職員ですから、その辺のことはわかるんですが、一過性で終わる。そのときは意欲に燃えて帰ってくるんですけれど、どうもその仕事に結局関わらなかったとか、そうなれば、一過性で終わってしまうんですね、ですからそうならないように、やはり適宜それこそ時代背景にあった、町長の政策にあった、人材育成、そして行く職員にはやはりプレッシャーをかけながら、やはりプレッシャーがかからないとですね、やはり研修というのは生きてこないのかなと、私も長い職員生活の中で、そういうふうに感じているところでございます。ですから、ぜひ町長、二期目にあたってですね、先ほどおっしゃった部分も十分考慮しながら、人材育成、派遣に努めてほしいと思います。それと同じく人材育成の関係でございますけれども、やはり私も、1人でも多く良い職員を育ててほしいなと、それは私たち先輩が、指導しきれなかった部分で、町長に申し訳ないんですが、ぜひ、そういう意味で1人でも多く住民サービスの向上に向けてですね、良い職員を育ててほしいなという思いはあります。そこで、昨年、九州鹿児島にある研修施設やねだん、これ通称らしいんですが、そこに職員を派遣するというお話がございましたけれども、それは実際に実施されたんでしょうか。そして、その研修に行った目的とその職員の今後の任用と言いますか、それについてちょっと町長にちょっとお尋ねしたいんですが。

# ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えします。今回、先ほどおっしゃっておりました、やねだんとい う研修施設にですね、昨年度、企画課職員をですね、1名参加させたところでありまして、今年度におい てもまた1名、派遣したいというふうに考えている次第でございます。今回のこの研修の目的についてで ありますけれども、今、地方創生の動きがですね、非常に活性化、加速化する中でそれぞれの地域がです ね、主体的に自分たちの地域を活性化させるために、自分たちの町は自分たちでつくり上げるといったそ ういった主眼を置いて、まちづくりを進めていかなければならないというようなことをですね、そのやね だんでは非常に学ばせていただけるような、そんな機関であるというふうに私も聞いております。様々な 後志管内でも黒松内でも職員ではないですけれども、団体でも派遣されたというふうに聞いておりますし、 全国各地でそういった志の高い、若しくは、そういった町に対して強い思いを抱いているであろう職員を ですね、派遣させている経過がございます。今後もですね、そういった様々な研修の場に出向きですね、 様々なことを気づかされると思うんです。先ほど、佐藤議員がおっしゃったとおり、そういうところで学 んだ人間が戻って来て、まったく違うような場で働くというのはなかなか効率も悪いですから、今後はで すね、なるべく多くの職員にそういった機会をつくりたいというのが私の思いであります。それが、本町 行政内で育成機関プログラムとして同じようなことができれば、非常に遠くへ行かなくても学べると思い ますので、そういった身近で職員が学べるような機会というのを作りたいというのが私の思いであります。 以上であります。

# ○議長(横関一雄)佐藤委員。

○1番(佐藤秀教) 私は一過性で終わらない、せっかく費用をかけていくわけですから、一過性で終わらないような人事研修、人材育成を今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは時間もありませんので、あと2点ばかりちょっと質問させていただきますけれども、次に人事評価、この人事評価に関してちょっとお伺いしたいんですが、職員は町長の補助機関、先ほども言いましたように補助機関でありまして、町長は1期目、4年においては、職員個々の能力と業績を評価し、人事を行ってきたと思いますけれども、改めてこの人事評価を実施した上での成果と課題についてお伺いした

いと思います。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えいたします。

成果としてですけれども、1年実施してですね、組織として今すぐこれができたというものはなかなか ありませんけれども、民間で既に導入されておりますこの仕組みが構築されたことでですね、これまで住 民福祉の向上という地方自治の目的の下、職員は業務に邁進してきたわけでありますけれども、通常業務 を進める中でそれぞれのより業務に近い目標をもってですね、職員個々の意識は変わってくるだろうとい うふうに考えておりますし、より良い町にしていくためには、この評価制度を活用できるのではないかと いうふうに感じているところでございます。またマネジメントの重要性を改めて認識しているところでも ございます。課題といたしまして、評価する側もですね、評価される側も、手さぐりの状態でありますけ れども、これからこの評価制度を基にですね、評価をしていただくわけでありますから、せっかく行うも のであればですね、成果が出るものにしていかなければ意味がないというふうに認識しております。始ま って1年たった中においてはですね、公正な評価をいかに確保していくかが、目の前の課題として残って おります。また、人事評価の目的の重要な部分は行動や仕事ぶりをですね、評価して本人にフィードバッ クすることによって、職員の能力開発、人材育成に役立てることでありまして、それにより職員個々のモ チベーションやモラルが最大限引き出されて、より良い行政サービスが適切なコストで提供できるものが 目的であります。給与などの処遇に反映させることは職員に緊張感をもたらして、結果的に組織の業績を 向上させる側面もありますけれども、大事なのは何のためにこの制度を導入するかを理解し運用していく ことが、今後の大きな課題となるというふうに考えている次第でございます。

#### ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)今、町長の方から成果と課題ということでお聞きしましたけれども、やはり行政運営して行く上で、やはりこのマネジメントこれがやはり重要だと思うんですね、それと本制度をせっかく導入したわけですから、今のご答弁中でこの重要性をしっかり認識したということでございますけれども、成果と課題はそれぞれ認識された上でですね、こういう検証、あるいは評価検証されて初めてこの評価制度も生きてくると思うんですね。ですから、これ終わった後もですね、年度末、年度末でやはりそれはきちんと評価検証していく必要があるのではないかと思います。ですから、そのことがやっぱりその直接住民サービスにつながることだと思います。ですからぜひその辺もですね、きっちりその辺は評価検証されてほしいと思います。それで課題あるいは成果ということをきっちり整理していただきたいと思います。

それでは最後に、これも任用に関して人事政策についてお尋ねいたしますが、先ごろの新聞報道で、これは町長もご覧なったかと思いますが、ある自治体で多発する事務処理ミスについて掲載されておりましたが、大学の教授によると、この要因として一般的に職員が減り1人当たりの業務の負荷や業務の種類の増加、業務の手法や知識の継承がうまくいかないなどが主な要因であるとも指摘されております。このミスを減らす方策については特効薬はない、適材適所で緊張感を持って仕事をする仕組み、あるいは環境をつくる人事政策をやっていくしかない。この辺を強く強調されていたわけでございますけれども、また、自治体の現場の声として前例踏襲主義や、1人の職員が仕事を抱え込みチェック機能が働かない状況にある。事務量が増えて複雑になり、管理職も多くの仕事を抱え、マネジメントしきれていない状況にあるということで説明されておりましたけれども、このことについて町長の考えと、今後における人事政策について重点的に思うところをお尋ねしたいと思います。

# ○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えいたします。

佐藤議員が申しておりましたとおりですね、大学教授の適材適所の実現というのは大変難しく人の能力はですね、やはり固定的ではなく仕事や周囲のメンバーによって変化していく場合もあります。そのようなことを踏まえてですね、現在の人事評価制度はですね、単年度で成果を求めるものでありますけれども、先ほど申しましたとおり、中長期的な視点での戦略的人材育成プログラムを備えなければ、本当の意味での人材育成にはつながらないのではないかというのが私の思いであります。また、同じ職場に長期的にいる者というのは慣れた業務をこなし成果を出しやすいものでありますけれども、人事異動により未経験の仕事内容や役職に就く職員というのは、やはり成果を出せるまでに大きな労力を要する場合が多いためですね、比較対象にはなかなかなりづらいという実情があります。佐藤議員もご承知のとおり人事異動の効果として同一職場への在籍があまりにも長いと作業や業務のマンネリ化や、後進育成の停滞、取引先との癒着、または何らかの権限の独占による私的流用、また、先ほどお話もありました他の自治体での不祥事、そういった例もありますので、こういったことを予防回避する目的にも人事異動というのはあるというふうに思っております。他の本町ぐらいの役場の規模でありますとですね、専門的な分野は除き、すべての職員がオールラウンドプレーヤーであることの方がですね、組織の効率化を図る上で重要であるというふうに考えておりますので、今後におきましても、職場環境の整備も含めて職員が力を発揮できる、発揮しやすい環境を整備してまいりたいそのように強く感じる次第でございます。

# ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)もう時間でございますので、これで質問を終わりたいと思いますけれども、やはり町長、合間あいまでですね、やはり職場環境について、一階から三階まであるわけですけれども、適宜やはり余裕を見てですね、ちょっと1回まわられてですね、職員と会話をするだとか、実際は職員がどういう部分があるのか、なかなか町長室まで行ってですね職員もできないと思うんですね、現状。それが町長が膝を交えて各課をまわることによって、いろんな職員からも意見が出ると思います。それでぜひ職場の環境、あるいはそういう雰囲気をですね、やっておられると思うんですが、肌で感じてほしいと思いますね。それで、町長の二期目の行政運営そういうことでスムーズに展開していくのかなと。ぜひその辺のことをですね、町長も忙しい中で大変でしょうけれども、その辺を努力されて、それこそ職員とのコミュニケーションを図ってもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長(横関一雄) 暫時休憩します。

休憩 午後 0時03分

# 再 開 午後 1時15分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第7『一般質問』を続けます。

一般質問、『介護保険制度改定の状況について』、『駅からのまちづくりについて』以上2件について、上 村議員の発言を許します。上村議員。

○8番(上村智恵子)介護保険制度改定の状況について。平成12年から始まった介護保険制度は今年で17年目を迎えますが、その間様々な制度改定が行われ、どんどん後退してきている状況にあります。平成27年の改定では、要支援1・2の訪問介護及び通所介護を保険給付から外し自治体事業に移行すること、年金収入280万円以上の2割負担、特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定し、低所得入所者への食費や部屋代の補助要件を厳しくすることなどが行われました。介護予防・日常生活支援総合事業の市町

村への移行については平成29年4月から本格施行となっていますが、本町の状況について伺います。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今の、上村議員からの、介護保険制度改定の状況について、の質問にお答えいた します。

「介護予防・日常生活支援総合事業の市町村への移行については、平成29年4月から本格施行となっていますが、本町の状況について伺います」についてでありますが、ご承知のとおり、平成26年の介護保険法改正により介護保険給付の予防給付のうち、訪問介護・通所介護について市町村が地域の実情に応じた取組みができる介護保険制度の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成29年度中に実施することとされております。本町は、要支援認定を受けている方の認定有効期間に関わらず、猶予期間を設けずに本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しております。介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたりましては、これまでの基準で同様のサービスが受けられるよう町内外のサービス事業所も利用できるよう配慮し、同じ負担額で同じサービス事業所を利用できるよう移行したことにより、利用者が混乱することなく「訪問型サービス」や「通所型サービス」を利用されています。また、簡易な方法による基本チェックリストに該当した方も訪問型サービスや通所型サービスを利用できるよう拡充されております。現在、要支援の方のうち11名が訪問型サービスを、25名が通所型サービスを利用している状況であります。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)本町は介護予防日常生活支援総合事業を実施するにあたりまして、これまでの基準で同様のサービスが受けられるよう、取り進めてくれたようでございますが、町にとっての負担、介護事業者による負担というものはなかったんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- **○ほけん課長(岩佐弘樹)**町の負担、それから介護事業所の負担についても変わってございません。以上でございます。
- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)また、今まで特別養護老人ホームに入所できていた要介護1・2の人はどこに行く ことになるんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- **○ほけん課長(岩佐弘樹)**もちろん今まで要介護1・2の方が特養に入っていた場合は、そのまま引き続き入所できると思います。要介護3以上が特養の入所基準ということなってございますが、要介護2でも、特例入所というのがございまして、町の方の意見等を述べることによって、総合的に判断されて要介護2でも入所が可能な場合があるという状況でございます。
- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子) 先ほど貰いました介護状況の表ですけれども、介護度を申請する人たちがどんどん増えている状況にあるかと思うんですけれどもね、窓口に来てすぐに介護度を調べるようにはならないと思うんですよね。簡易な方法による基本チェックリストに該当した方も、訪問型サービスや通所型サービスを利用できるように拡充されているということでお答えになっておりますけれども、この基本チェックリスト25項目は窓口で行われているんでしょうか。誰がどのように判断しているのか教えてください。
- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- 〇ほけん課長(岩佐弘樹)窓口で包括支援センターの保健師が聞き取りをしているという状況でございま

す。

# ○議長(横関一雄)上村議員。

○7番(上村智恵子)この中で認知機能の低下を判断するのは、25項目の中でたったの3項目しかないんですよね。それで、地域包括ケアシステム構築の重点では、認知症高齢者については、早期発見と迅速な診断に基づく適切な医療サービスと介護サービスの提供が必要であると言われています。基本チェックリストによる評価と判断は地域包括支援センターや認定調査員などの専門職が関わり、質問項目と併せて利用者本人の状況や、サービス利用の意向を十分に聞き取った上で実施されることが望まれると思います。

効果的な介護予防ケアマネジメントと、自立支援に向けたサービス展開による認知症の早期発見や要支援状態からの自立促進、重症化予防の推進が図られるものと考えられますけれども、包括の窓口で1人でそういう項目をチェックして、介護予防というか介護度をチェックしたほうがいいなと思う人は、改めてまた認定を受ける制度の方にお知らせしているんでしょうか。

# ○議長(横関一雄)岩佐現課長。

**○ほけん課長(岩佐弘樹)**議員仰るとおりですね、基本チェックリストのみで判定するのではなく、サービス利用に関する希望を聞き、個々に応じたきめ細かな対応が必要かというふうに担当としても考えているところでございます。

# ○議長(横関一雄)上村議員。

○7番(上村智恵子)先ほどの一般質問の中でも答えられておりましたけれどもね、国が行う認知症施策の推進では初期症状のうちにプロが関わることが大事とされ、医療や介護の専門員が適切な治療やケアにつなげ、自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームの配置も重要とされているということで、仁木町としてもこのチームを作られてこれからやっていくということなので、十分にそこのところをお願いしたいと思いますけれども、その中で、平成27年9月に同僚議員が質問したときには、平成30年3月までに認知症カフェというのを設置するように進めていきたいと答弁していたんですけれども、こちらの方はどういうふうになっていますでしょうか。

# ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。

**○ほけん課長(岩佐弘樹)** 今現在、認知症カフェというものはできてございませんけれども、今後ですね、 認知症カフェの重要性というのも十分承知しておりますので、今後、設置に向け検討を重ねていきたいと いうことでご理解願いたいと思います。

# ○議長(横関一雄)上村議員。

○7番(上村智恵子)この前新聞に小樽市で7か所目の認知症カフェができたと載っていました。この中で、市では補助金を出して開設を後押ししているということで、このオーナーの人が「病院や福祉施設以外のカフェが増えれば、認知症の人や家族が足を運びやすくなると思った。補助金があれば助かる。」ということで、7件目のカフェの実施につながったわけですけれども、国では、平成30年度までにこの認知症カフェを作るようにということで、自治体の方に進めているかと思いますけれども。今、実施しようとしているお年寄りのサロンですね、これは月1でやっていくということで、本当に定期的にそこに行けば、みんなと集えるというふうになろうかと思うんですけれども、やはりこういうのを充実させて、各地域でこういうサロンを開いて、そして、その中で認知症気味だなというお年寄りとかを早期に発見もできるかと思うんですよね。それで、やはりそういうところにお誘いをして、本当に住民の目でというか、周り近所の人たちがよく普段つき合っていればわかると思いますので、そういう気楽に相談できるところというのは、

もう本当に必要不可欠となっておりますので、どんどんこの介護度が悪い人じゃないと施設には入れない ということになって、地域で見なければならないということになったら、やはりこういう認知症カフェと いうのはものすごく必要かと思います。

それで、窓口に来た方はそういうふうにチェックができるかと思うんですけれども、今は広域連合で、 平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画の策定のためのアンケート調査を65歳以上の方に行っています。その中には、「各町村に介護状態にならないための教室のご紹介などにも利用させていただく」とありました。これはやはり大枠の把握は広域連合で必要かと思いますけれども、一人一人の日常生活のニーズについては、町として本当にこれはすごく貴重なアンケートになるかと思いますので、こういうものはいただけないのか、町にその資料というのは広域連合から貰えることになっているんでしょうか。

- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- **○ほけん課長(岩佐弘樹)**広域連合の方からは貰えることになっているということでございます。
- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)やはりそのアンケートに答えられない人は、本当に介護保険を必要としているということもあろうかと思いますけれども、やはり、これから地域ケアシステムの中でやっていく貴重な資料となると思うので、こういうものも併せてこれからの会議に役立てるためにも、ぜひやっていってほしいと思います。

昨年12月に道が策定した北海道地域医療構想は、道内の医療機関の病床数を1万床少なくするというような構想ができているんですよね。地域で見なさいということになって、各市町村でどんどん負担が増えていくわけですけれども、やはり入院患者や施設入所者を強引に在宅に追いやって、給付費削減のために医療とか介護の保険給付を、無資格のサービスに置きかえようとするような政策ですから、やはりこういう小さな町では本当に住民が見合うそういうようなサロンとかカフェとかというのが、本当に必要になるかと思います。先ほども申されていましたけれども、やはりそういうところで、本当に一体となった地域ケアシステム、月1回開いているようですけれども、やはりそういうところから本当に今何が必要なのかというところを、ぜひ考えていってもらいたいなというふうに思います。

やはり在宅に移された患者の生命というか健康は守れませんので、介護保険はもう高いという今のお年 寄りの人たちは大変だって、年金から引かれて本当にもう高いとしか思っていませんし、やはりそれに見 合う介護を用意しておかないと、本当に大変になるのではないかなというふうに思います。やはり地方な らではの対応をお願いしたいんですけれども、大枠、町長の方からぜひ答弁をお願いしたいと思います。

# ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)只今の上村議員の質問にお答えいたします。全般、上村議員のおっしゃっている将来に対する不安や、又は懸念を抱かれている部分、それは大いに私たちも理解しているところであります。根本的になぜこういったことになってしまったのかということを考えたときに、やはりあまりにも国任せにしてきた、又は一方的にやり過ぎた、やってきた経緯がですね、今になって様々なしわ寄せが来ている。結局、各自治体に市町村に振分けられている作業がですね、自分たちでまず、様々な住民サービス、福祉サービスを充実させてケアしなさいというようなものを求められて、そうでなければ国としては増税するとか、そういったような結果的に国民にとって非常に支障を来す、そういった部分のある中でやはり純粋に私は二期目の公約、先ほどの一般質問の中でも、他の質問中でもお答えしましたけれども、やはり本町独自のですね、地域包括ケアシステムを、やはり今から立ち上げるための準備をしなければならないというふうに感じているところでございます。そのためには、地域ケア会議なりを開催されて、様々な専門機

関の話を聞いて、職員もそして地域の住民も皆さんがいろんな意見を出し合い、理想の地域の姿を求めてですね、そこに向かって進まなければならないというふうに思っています。そのための一歩をですね、これからしていかなければならないと思いますので、やはり私はさまざまな場面で言いますけれども、国に頼る時代ではなく自分たちでまずはやれることはやろうと、その結果として国に頼らなければならない部分は当然出てくると思いますけれども、まず我々でやるべきことをやって、自分たちの理想の姿を追い求めようというのが私の思いであります。そのためにはですね、やはり行政だけではできないので、地域住民を巻き込んでやらなければならないので、先ほど言った、認知症カフェもそうですけれども、やはり各地域や又は住民の手助けやボランティア、そういった連携がなければなかなか成立しないと思うんですね、そういった基盤整備も含めて、今同時にやっていこうとしています。ただ支援サービスを各区バラバラに充実させるよりも、まず受け皿となる体制づくりをすることが先であって、そのあとに様々な支援内容を作っていくということが理想であるというふうに私は思っていますので、その辺の部分をご理解していただきたいと思います。

# ○議長(横関一雄)上村議員。

○7番(上村智恵子) それでは、今後に期待しまして、質問を終わらせていただきます。

次に、駅からのまちづくりについて質問します。

住民の生活にも地域社会にも大きな打撃となる鉄道路線の廃止が相次ぎ、JR北海道が全路線の半分以上にあたる10路線、13区間、1237.2kmを「自社単独での維持が困難」と発表し、北海道での大規模な路線廃止の不安が広がっています。その後、多くの地域で鉄路のシンポジウムや講演会などが開かれ、私も何度か参加させていただきました。その中でも5月20日に余市町で開催された講演会において、小樽商科大学の高野宏康先生が、「地域の歴史文化を活かした観光・町づくりから見た函館本線」との演題で講演し、仁木・然別・銀山の各駅の歴史から現在の状況をスライドを用いて説明されました。然別・銀山駅には、駅舎に設置されている駅ノートに今まで降り立った人々の感想が書かれ、仁木駅ついては、北海道芸術高校の生徒の作品が展示されているなど、とても興味深い内容でした。

平成26年に一般質問した際に、町長が無人化した仁木駅を有効活用したいとの思いでいることがわかりました。本町の顔である仁木駅が寒々としていたのでは、活気あるまちづくりはできません。商工会でもアンケートの実施や自転車の貸し出し等も行っており、町民の皆さんからもコミュニティカフェを望む声も伺っています。今後、さらに仁木駅の活用が望まれると考えますが、駅を活用した事業等は検討されているのでしょうか。

# 〇議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の駅からのまちづくりについての質問にお答えいたします。

「駅を活用した事業等は検討されているのでしょうか」についてでありますが、平成28年度から北海道芸術高等学校及びJR北海道と共同して「JR仁木駅活性化応援プロジェクト」を実施しております。これは、JR仁木駅の風情・旅情を残しつつも、JR利用客のみならず多様な人々が訪れ・集える空間としてJR仁木駅を再生・創造することを目的とした事業で、昨年10月に駅舎内に展示スペースを設けて、北海道芸術高等学校生徒の作品を展示したところであり、本年5月からは仁木町振興協議会が主催した仁木ブランド用・ロゴデザイン、キャラクターデザインコンクールの作品を展示しております。

今後につきましては、駅舎内の壁面を明るい色に塗替え、北海道芸術高等学校生徒による装飾を行う予定としております。また、先般、民間企業から町に対し、駅舎の利活用について提案があり、町としても本町の玄関口であるJR仁木駅及び周辺地域のにぎわい創出に向けた取組みの必要性を感じておりますの

で、その方策を検討している段階であります。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)この民間企業というのは、仁木町在住の企業なんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- ○企画課長(嶋井康夫)今、仁木町の方へ入ってきている企業さん、また、他の企業さんからもちょっと アプローチがあるところでございます。
- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)JR北海道と共同して「JR仁木駅活性化応援プロジェクト」を実施しているとい うことは前に進んでいるということですよね。それで、私も今年の5月JR北海道の駅のにぎわい担当で 出しているチラシを見たんですけれども、「JRでは当社の無人駅については、沿線地域の皆さまに清掃美 化等さまざまなご協力をいただきながらこれまで歩んでまいりました。当社は無人駅のさらなる活性化、 にぎわいづくりに向けて未活用スペースを、地域の皆さまに無料で活用していただける取組みを下記によ り開始することとしました。これにより、ご利用の少なかった駅がにぎわいを取り戻し、鉄道の利用促進 にもつながることを期待したい」ということで書いてあったんですけれども、やはり、この駅のにぎわい ということにJRはお金は出さないと言っておりますけれども、やはり、町として活用するべきではない のかなというふうに思いました。それで、人のいる駅、人と集える駅を何とか目指して、そのためにはこ こに来た民間企業さんからの提案とかもあるということですけれども、やはり住民参加のプロジェクトに していってほしいと思うんですよね。それで、仁木町振興協議会の方でも、いろんな何かアイデアを出し てまちづくりのことについて話し合っているとありますけれども、やはりこう子どもからお年寄りまで駅 をどういうふうにしたいんだろうという企画を出して、募集して、絵とか作文とか、駅についての皆さん の思いというものを、もし聞けたら、そういうことで話し合いの場とかあれば、本当にみんなの駅になっ ていくのかなと思いますけれども。企画の方ではもう煮詰まっているんでしょうか、そういうことでなに か。
- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- ○企画課長(嶋井康夫) 私ども企画課の方ではですね、先ほど町長の方からお話がありましたプロジェクトの部分で、今、北海道芸術高校さんとともに、まず駅を明るい感じにしていこうということでの動きを今年度していこうということで今動いています。

今年2月に、駅舎の中に自動販売機もないということでしたので、自動販売機も付けていただきました。 この後、また駅舎の中の方の例えば椅子の所にテーブルなどを置いて、自動販売機で買ったジュースを飲みながら、駅のことや地域のことを話せるような場所づくりですとか、できるところから少しずつやっていきたいと思っています。また、先ほどお話のありました、仁木町振興協議会、そちらの方にもですね、駅舎の活用について何か良いご意見をいただければということで、また、何かの機会にですね、ちょっとお話をさせてもらいたいというふうに思ったところでございます。以上です。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子) この間は町内会連合会の方でも、何か意見が出ていたということがありましたけれども、具体的に何か例というのはなかったんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- **○企画課長(嶋井康夫)** すいません、先日の町内会長会議の中で出た内容は、申し訳ございません、私の方がちょっと記憶に留めていなかったもので、今はわかりません。ただ具体的なもの、例えば今いろいろ

な提案がある中では、駅にコンビニをくっつけてみたらどうかですとか、あと駅舎で何かカフェ的なものをやったらどうかというようなご意見はいろいろ伺っているところでございます。

# ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)今の答弁に補足してですけれども、町内会連絡会議では、確か駅で常時人がいるような場所、そういう記憶だったと思うんですけれども、いずれにしてもですね、あの施設を有効活用するとなるとですね、先ほども嶋井課長が申したとおりですね、できる範囲内でやることは、今まで今の段階でもこれまでもやってきていますし、できるんですけれども、例えばあれを更に手をかけて有効活用するとなると、今あそこはJR北海道の所有物でありますので、町に譲渡してもらったり、町の所有物になって相手に貸し出しすることが可能かどうかという、そこまでまだ今調査研究中でありましてですね、そういうことがもしできるのであれば、民間にも自由に、自由にといったらあれですけれども、様々な有効活用が広がるというふうに思っています。ただ、あれを町の所有物にしてしまうとですね、これから維持管理もいろいろな部分で非常に懸念しなければいけない部分があって、あそこの施設ももう結構年数が経っていますから、今後、手をかけて直すとなると、恐らくかなりの修繕費がかかると思いますし、耐震性の問題もいろいろ課題が残っておりますので、そういった部分を含めて、町に将来的な負担にならない程度で1番良い最善策をですね、これから講じていくことに努めてまいりたいなというふうに思っています。

# ○議長(横関一雄)上村議員。

○7番 (上村智恵子) 私も仁木駅に行って見てね、やはりデザインが書かれていて、自動販売機があって、そうしたら、今までは向かいにお店があったので自動販売機で飲み物も買えましたけれども、なかったんですよね。それで、やはりあそこで飲み物を買って話し合えるというか、スペースができたということは、本当に良かったなというふうに思っています。それで、昨年ですけれども銀山駅に行ったときに、然別もそうなんですけれども、ノートが置いてあって、本当にびっしり書かれているんですよね。やはりそういうものも置いておくと、みんなの思いがきっと書かれるのかなということで、誰が置いたのかわかりませんけれども、どういうふうに管理しているのかちょっと聞いていませんけれども、本当に駅ノートの中に、この駅を思い出としていろんな人の思い出が書かれていて、すごくいいなというふうに思いますし、待っている間も読んでみたら本当にいいなというふうに思いますので、少しずつ皆さんのアイデアをもらいながら、駅の拠点づくりの方に力を入れてほしいなというふうに思います。そういうことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長(横関一雄)以上で一般質問を終わります。

# 日程第8 議案第1号

# 平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)

○議長(横関一雄)日程第8、議案第1号『平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)』を議題 とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、議案第1号でございます。

平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)。平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1418万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2386万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表

歳入歳出予算補正による。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろ しくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)岩井財政課長。

〇財政課長(岩井秋男)議案第1号、平成29年度一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。13款. 使用料及び手数料から、20款. 諸収入まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1億1418万9000円を追加し、補正後の歳入合計額を39億2386万円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1 款. 議会費から10款. 教育費まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計 1 億1418万9000円を追加し、補正後の歳出合計額を<math>39億2386万円とするものでございます。

次に、5ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1 款. 町税から21款. 町債まで全ての科目を載せたものでございます。

次に、6ページでございます。歳出でございます。1款.議会費から14款.予備費まで全ての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金1102万9000円の増、その他財源2759万4000円の増、一般財源7556万6000円の増となってございます。

続きまして、7ページをお開き願います。歳入でございます。13款.使用料及び手数料、1項.使用料、2目.民生使用料につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、多子世帯の保育料軽減支援事業として一部を除き、保育所等を利用する第2子以降の保育料を無償化するというもので、保育所使用料を93万1000円減額するものでございます。

次に、8ページでございます。14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 総務費国庫補助金につきましては、社会保障税番号制度の導入に伴い、本年7月から他機関との情報連携のテスト運用に係る補助金、及びワインツーリズム振興事業に係る地方創生推進交付金合わせて1088万7000円の追加でございます。2目. 民生費国庫補助金につきましては、地域子育て支援事業の補助基本額の増額に伴い1万3000円を追加するものでございます。

次に、9ページでございます。15款. 道支出金、2項. 道補助金、2目. 民生費道補助金につきましては、地域子育て支援事業の補助基本額の増額、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金の減額の増減等により7万1000円の減額でございます。4目. 農林水産業費道補助金につきましては、経営所得安定対策直接支払制度補助金20万円の追加でございます。

次に、10ページでございます。18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、1目. 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため5132万8000円を追加するものでございます。2目. ふるさと振興基金繰入金につきましては、定住促進新築住宅取得補助事業の一部及び学校図書の購入に充てるため、合わせて1020万円を追加するものであります。公共施設等整備基金繰入金につきましては、目を3目に新設し、小学校のトイレ改修事業に活用するため1532万5000円を追加するものであります。

次に、11ページでございます。19款、1 項、1 目、繰越金につきましては、繰越金の額が確定いたしましたので2423万8000円を追加し、2923万8000円とするものでございます。

次に、12ページでございます。20款. 諸収入、5項. 4目. 雑入につきましては、一般コミュニティ助成事業助成金<math>300万円の追加でございます。

次に、13ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の給料、職員手当等共済費の増減につきましては、4月1日付け人事異動に伴う職員人件費の増減、4月1日付け採用職員4名分の人件費の追加、共済費の財源率の変更によるものでございます。それでは、1款からご説明申し上げます。1項.1目.議会費につきましては、人事異動に伴う人件費178万9000円の減額でございます。

次に、15ページでございます。 2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費につきましては、 人事異動に伴う人件費の追加、及び16ページでございますが、19節. 負担金補助及び交付金は、社会保障 税番号制度の導入に伴い他機関との情報連携に向け、一連のシステム連携を確認する総合運用テストにお けるデータ準備作業の経費等の追加で、合わせて665万7000円の追加でございます。

次に17ページ、5目.企画費につきましては、町内会連絡協議会が購入するベンチ付きレジャーテーブルが、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の対象となりましたので、町内会連絡協議会に対する補助金100万円の追加、また、定住人口の拡大を促進するため、新たに町内に住宅を建設する者に対する住宅建設費の補助事業の実施により2000万円の追加、合わせて2100万円を追加するものでございます。2項、徴税費、1目、税務総務費につきましては人事異動に伴う人件費30万5000円の減額でございます。

次に、18ページでございます。 3 項. 1 目. 戸籍住民登録費につきましては、人事異動に伴う人件費155 万6000円の追加でございます。

次に19ページ、4項.選挙費、2目. 仁木町長選挙費につきましては、仁木町長選挙経費の執行残341万1000円の減額でございます。22ページまででございます。

次に、23ページでございます。3款.民生費、1項.社会福祉費、1目.社会福祉総務費につきましては、人事異動に伴う人件費46万4000円の追加でございます。

次に、24ページでございます。2目. 老人福祉費につきましても、人事異動に伴う人件費7万5000円の減額。5目. 国民年金事務費につきましては、共済費の財源率の変更に伴い1万3000円の追加、6目. 後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者医療特別会計の前年度の繰越金の確定等に伴い4万円を減額するものでございます。

次に、25ページでございます。 2 項. 児童福祉費、1 目. 児童福祉総務費につきましては、地域子育て支援拠点事業の補助基準額の変更に伴い 3 万9000円の追加、4 目. 保育所費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、26ページでございます。4款.衛生費、1項.保健衛生費、1目.保健衛生総務費につきましては、人事異動に伴う人件費の追加、及び、27ページでございますが14節.使用料及び賃借料につきましては、情報化社会に対応し、町内外の子育でに必要な情報を発信・共有することにより、子どもの成長管理や育児力の向上を図るため電子母子手帳の導入に伴うシステム利用料の追加、国民健康保険事業特別会計の前年度の繰越金の確定等に伴い繰出金の追加、合わせて824万9000円を追加するものでございます。5目.上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計の前年度の繰越金の確定等に伴い、繰出金83万1000円の減額でございます。

次に、28ページでございます。6款.農林水産業費、1項.農業費、1目.農業委員会費につきましては、共済費の財源率の変更に伴い2万6000円の追加、2目.農業総務費につきましては、人事異動に伴う人件費105万7000円の追加でございます。

次に、29ページでございます。3目.農業振興費につきましては、経営所得安定対策直接支払推進事業の国からの予算配分の増額に伴い20万円の追加、施設園芸ハウス新設更新事業補助金につきましては、施設野菜の高品質化・安定生産を推進するため、個人農業者の施設園芸ハウスの新設・更新に要する経費を

補助するもので2000万円の追加、合わせて2020万円を追加するものでございます。 2 項. 林業費、1目. 林業総務費につきましては、森林所有者等が実施する森林が有する多面的機能を発揮させるための保全及び活性化に資する取組みに対し、国庫補助金が交付されており、今年度から国の交付単価の 3 分の 1 を北海道と地元市町村に負担が求められております。本町分といたしましては、冷水峠森づくりの会が、森林振興に資する活動を行っておりますので、負担金13万8000円を追加するものでございます。

次に、30ページでございます。 7 款. 1項. 商工費、1目. 商工総務費につきましては、人事異動に伴う人件費478万8000円の追加でございます。

次に、31ページでございます。2目. 商工振興費につきましては、ワインツーリズム振興事業に要する経費で、余市町との連携事業として、イベント等の開催経費、余市・仁木ワインツーリズム推進協議会の運営補助、パンフレットの更新事業などを実施するほか、町事業分では、新規ヴィニュロン開拓事業として、ワイナリー事業者の増加を図るため、セミナーの開催、テレビ番組の制作、ブランド化に向けたニーズ調査などの各種事業を実施し、合わせて1675万6000円の追加でございます。

次に、32ページでございます。8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費につきましては、 人事異動に伴う人件費505万8000円の減額でございます。

次に33ページ、2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費につきましては、職員手当の支給需用の変更に伴い人件費4万9000円の追加でございます。4項. 住宅費、1目. 住宅管理費につきましては、 共済費の財源率の変更に伴い1万5000円の追加でございます。

次に、34ページでございます。 9 款. 1項. 消防費、3目. 災害対策費につきましては、長沢自主防災組織が実施する地域防災組織育成事業が、財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業の対象となりましたので、200万円を追加するものでございます。

次に、35ページでございます。10款.教育費、1項.教育総務費、2目.事務局費につきましては、人事異動に伴う人件費の追加、及び36ページでございますが19節.負担金補助及び交付金につきましては、北後志言語障害児教育連絡協議会負担金に不足が生じましたため、5000円の追加、及び教育の機会の均等と有為な人材の育成を図るため、高等学校の生徒の通学及び下宿に対する助成事業の実施に伴う経費として400万円、合わせて1383万9000円の追加でございます。2項.小学校費、1目.学校管理費につきましては、仁木・銀山両小学校の学校環境の向上を図るため、和式便器を洋式便器に改修するための経費、及び仁木小学校体育館下の暖房ボイラーの改修経費1706万7000円の追加でございます。

次に、37ページでございます。2目.教育振興費につきましては、昨年度個人から銀山小学校の図書購入に対する寄附金がありましたので、図書購入費として10万円を追加するものでございます。3目.学校建設費につきましては、老朽化している銀山小学校の校長住宅及び教頭住宅について、銀山小学校周辺の個人所有の空き家を購入し校長住宅に活用する予定として、用地測量費48万1000円、土地及び建物購入経費581万8000円、既存の校長住宅及び教頭住宅の解体経費382万4000円の合わせて1012万3000円を追加するものでものでございます。3項.中学校費、2目.教育振興費につきましては、小学校費同様、昨年度個人から銀山中学校の図書購入に対する寄附がありましたので、図書購入費として10万円を追加するものでございます。

次に、38ページでございます。 4 項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費につきましては、共済費の財源率の変更に伴い 9 万7000円の追加でございます。 5 項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費につきましては、人事異動に伴う人件費135万8000円の追加でございます。

次に、39ページでございます。3目.学校給食費につきましては、共済費の財源率の変更に伴い7000円

の追加となってございます。41ページ以降は、補正後の給与費明細書となってございます。以上で説明を 終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番・佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

それでは予算書の17ページ、2款.総務費で、5目.企画費の負担金補助及び交付金ということで、今回コミュニティ助成事業助成金となっていますけれども、このコミュニティ助成事業助成金の制度についてちょっとお尋ねします。

- 〇議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- ○企画課長(嶋井康夫) このコミュニティ助成金の制度というのは、先ほど財政課長の方からも触れておりましたけれども、一般財団法人の自治総合センターが全国自治宝くじの受託事業収入を財源として、それで、住民の行なうコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るため直接必要な設備等の整備をすることに、宝くじの社会貢献広報に資するための実施ということでの事業でございます。宝くじでいただけるものということでございます。
- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) l番·佐藤。

それで、ここでコミュニティ助成金の事業で施設用備品を整備するということでございますけれども、 もう少し具体的に、何をどう整備するのかお尋ねします。

- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- 〇企画課長(嶋井康夫)今回の、ここでの整備は、ベンチ付レジャーテーブル、これを100台購入するということでございます。購入したベンチ付レジャーテーブルは町内会連絡協議会が主催する地域の事業ですとか、レクリエーション活動、又は、地域の様々な団体が行ういろいろな地域ごとのお祭りですとか、そういうときに申請をしていただくことによって、皆さんに使ってもらえるというような形で管理をさせてもらって、広く地域の人たち皆さんで使ってもらうということになっております。
- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

このベンチ付レジャーテーブルでございますけれど、100台ということでございますが、これは確か他の団体でも持っているかと思うんですが、それはわかりませんか。それとの兼ね合いといいますか、あるにもかかわらず、これを購入するんでしょうか。そっちの方を利用するだとか。確かあるはずなんですよね。それで、わからなかったらよろしいんですけれど、今回どういう経緯でこれを買うというふうになったんでしょうか。

- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- ○企画課長(嶋井康夫) すいません、時間を取ってしまって申し訳ございません。

佐藤議員のおっしゃっている今までのベンチ付テーブルは、多分、さくらんぼフェスティバルですとか、 うまいもんじゃ祭りでも同じようなもの使っていたよねということでおっしゃっているのかと思います。 そちらの方はですね、町内の民間の団体さんで何か組合というものを作って、そこの中で申請をしたもの ということで、広く町内全体で使うということでは、今回のが最初ということになるんではないかなと思 います。

○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。

# ○1番(佐藤秀教) l番·佐藤。

その件についてはわかりましたけれども、あるものは民間だろうがなんだろうが有効に使うべきだと思うんですね。お願いして借りたりですとか、わざわざあるものを買うということ自体がちょっと私は不本意に思うんですよね。

ですからその辺は、今後はやはり、あるものは調整して使うという形の中で、今後はそういう部分で進めていってほしいと思います。

それで次にですね、その下段の仁木町定住促進新築住宅取得補助金ということで、今回2000万円の予算組みがしてありますけれども、これは町長のおっしゃる政策、2期目にあたっての政策予算かと思うんですが、この内容についてちょっと具体的にちょっとご説明願います。

## ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。

〇企画課長(嶋井康夫) こちらの仁木町定住促進新築住宅取得補助金に関しましては、議員の皆さま方には全員協議会のときにもちょっとご説明させていただいたんですけれども、仁木町に新規で入ってくる、仁木に家を建てて入ってくるというような方に対して200万円の補助をすると、また、仁木町内にお住みで新たに新築の家を建てる子どもさんのいらっしゃるご家庭ですとか、ご夫婦どちらか45歳以下の方のいらっしゃるご家庭という、ある程度の縛りはあるんですけれども、そういう方々が家を建てるときに申請していただくことによって200万円の補助をしますという事業でございます。年間で2000万円ということですので、10件程度こちらの方としては予定しているということでございます。

#### ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。

## ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

内容については、先ほどもおっしゃったように全員協議会の中でも承知しているところでございますけれども、まずこの200万円、1戸当たりこれを200万円にした根拠というのはあるんでしょうか。

## 〇議長(横関一雄)嶋井企画課長。

○企画課長(嶋井康夫) こちらの200万円というのは特別な根拠というほどのものはないんですけれども、近隣町村ですとか、道内外の市町村の事例等を参考にさせていただきまして、それで住宅を新築する動機付けとなる金額はおよそ200万円で良いのではないかということで判断しましてこの額を設定しております。

## ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。

#### ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

恐らくその辺の村ではね、300万円とかされていますけれども、恐らく300万円は出せないけれども、200万円、100万円じゃ少ないというその辺の間を取ったのか、そういう部分かと思うんですけれど。まあ助成しないよりはした方がよろしいんで、結構だと思うんですけれども、あくまでもこれは新築しか、当初から新築ありきでこの話を進めてきたんでしょうか。それとも、今まで空き家住宅がありますので、それらも頭に入れながら検討し最終的にこうなったという経過なんでしょうか。町長、これどういう経過でしょうか。

## ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)佐藤議員おっしゃるとおり、後段のですね、そもそも、まず広く全般に仁木町の空き家も含め、また、新しく建てる住宅のための支援等を含めて、いろいろ検討してきたんですけれども、やはりこれは切り離して考えるべきではないかと、新築住宅に対して今回は行う、また今後において、また空き家住宅に対してはもう少し精査してから新たな支援メニューを考えていこうということで、今回は

あくまでも新築のための支援ということでご理解していただきたいと思います。

- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) l番·佐藤。

それで、これまで過去にですね、これまで住宅に関する町外の方からですね、問い合わせなんてあったんでしょうか。それと年間どの程度、新規に新築されているのか、その辺がわかればお尋ねしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- ○企画課長(嶋井康夫)まず、問い合わせの件ですけれども、今回のような新築住宅の補助というのは、まだ表に出していませんので、仁木町に移住して来たいというような、そういう部分でのアパート・空き家、そういうものを含めての問い合わせは、年に数件、ちょっと数はきちんとは押さえていないんですけれども来ているということでございます。また、新築住宅の建設実績としては、27年、28年のところが今ちょっと手元に資料があるんですが、町外からの方で新築住宅を27年に建てた方が1件、28年も1件となっております。また、町外ではなく町内の方も含めての数でいきますと27年が4件、28年が9件ということになってございます。
- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

今のでわかりました。それと、今度この200万円という部分で、いろいろPRされていると思いますけれども、いくら補助を設けてもですね、実績が伴わなければ計画倒れということになりますのでね、今後そこで、この制度をですね、どのように周知・PRされるのか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- ○企画課長(嶋井康夫) 今こちらで考えているのは、まず、町の広報、それと、ホームページによる周知、 それを考えております。また、そういうものに載せることによって、今インターネットでいろいろ皆さん 検索されますので、他に広がっていくのかなというふうに考えています。
- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

通常、今のやり方で行くとそうなると思いますけれども、できればマスコミなんかもうまく利用して、 やってほしいと思います。

次に、31ページのワインツーリズム、商工費のワインツーリズムの関係でお尋ねしますけれども、このワインツーリズム委託業務の中でイベント実施委託料、これは何か余市町との連携でやるということなんですが、どのような部分を考えているんでしょうか。それとまた発注方法、これは余市町との連携ですので、個別個別で発注するのか。それとも、合わせて1本で発注するのか、その辺のことをちょっと内容をお尋ねします。

- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- ○企画課長(嶋井康夫) ワインツーリズムのイベント実施の部分なんですけれども、余市と仁木の連携事業ということで、両方で1本での委託という形になると思います。実は、まだ余市町さんと私ども仁木町の中で最終的にどういうものをやるかというところまでは決定しておりません。この後ですね、広くいろんな関係者ですとか、こういうイベントをできるような業者さん等に意見を聞きながら、どういうものを進めていったら良いのかというのを出してもらって、その中で決めていこうということで今動いているところです。ちなみに昨年、一昨年あたりは小樽にありますNPO法人ワインクラスター北海道さん、そう

いうところにですね委託をして、実際のワインツーリズムの実証実験ということで、旅行に来られるような方のアンケート調査みたいなものですとか、又はワインと食のマッチングセミナーというような形で、仁木のワインとフードフェアというような形でですね、余市も含めてなんですけれども、そういうようなイベントを開催したり、そういうようなことを昨年はしております。今年度もまたそのような地域の人たち、また、そういう観光ですとかワインの事業に関係のあるような方々に一緒に入ってもらって、それでお互いにワインツーリズムというのを盛り上げていけるような、そういうな事業をできればというふうに考えているところでございます。

- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) l番·佐藤。

と言いますのは、このイベントに関する部分は企画・立案をしてもらうのか、それとも、企画・立案を 含めて、どういう形でこれは発注するんでしょうか。

- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- 〇企画課長(嶋井康夫)ちょっと説明が不十分だったかと思います。余市町さんと話しをしている中では、 プロポーザル方式そういうようなものを用いて検討していきたいということで、今話をしております。
- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

プロポーザルということで、恐らく企画・立案からイベント実施までということだと思いますけれども、それに関連して、うちの町の単独事業として、新規ヴィニュロン開拓事業委託料ということで、これも今回1485万6000円、予算計上されておりますけれども、まずこの「ヴィニュロン」これは聞きなれない言葉ですけれど、この意味はどういう意味なんでしょうか。

- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- ○企画課長(嶋井康夫) この「ヴィニュロン」という言葉は、元々はフランス語でございまして、それで ブドウ栽培、またワイン醸造を手がける人のことを言っております。ですから、私どもが普段言っています、「ワイナリー事業者さん」というようなものを「ヴィニュロン」というふうに呼んでいるところでござ います。
- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

ワイナリー事業者ということですね、それは理解しました。これについてもですね、全員協議会の中でいるいろこう説明を受けたわけでございますけれども、この発注方法、先ほども申し上げましたが、発注方法で、何をどう発注するのか、内容についてちょっとご説明願います。

○議長(横関一雄)嶋井企画課長。

○企画課長(嶋井康夫) 只今の新規ヴィニュロン開拓事業という部分でございます。こちらの方も公募型のプロポーザル方式というのを使いまして、それで委託業者を選定していこうということで、今考えております。このプロポーザル方式というのは、町の方である程度の骨組みとなる、こういうものをやりたい、ああいうものをやりたいという、そういう業務内容の提案をさせていただいて、それに業者さんの方でそれをやるんであれば、こういうものを取り込んだら良いんじゃないか、こういう肉付けをしたらいいんじゃないかというようなアイデア、企画提案をしていただいて、その優れたものを出していただいた企業さんと、こちらの方で契約を結びながら進めていくという方式でやっていくということで今考えております。内容につきましては、先日もちょっとお話をさせてもらっているかと思うんですけれども、ワイン産業の

先進地である欧米の方から、ワイナリー経営の実績を有する方をですね、招聘しまして、醸造用のブドウ の栽培のことから、またワインの醸造のこと、また、できたワインの販売ですとか、そういう部分までの 話ですとか、またワインの魅力についてまだ余り浸透してない一般の町民さんですとか、そういう方にも 十分理解できるような内容でのセミナーをしてもらいたいというふうに考えているところでございます。 その他には、やはりメディアの専門家の方を外国の方をですね、やはり招聘しまして、その方に実際に仁 木町内をずっと見てもらう。外国のメディアの方、外国の目線で仁木町内を見ていただいて、それで我々 ではわからないような、外国の方は「こういうところ、仁木町って良いところだよ」というようなものを、 海外にいろいろ発信してもらう、そういうものの有効なPR戦略を、今年はまず立ててもらうですとか、 また、そうやって取材したようなものをインターネットを通じて発信してもらうという事業も一緒にやっ てもらいたいと。また、大学等との連携で、実際のワインブドウ、今ブドウ畑としてあるところとそうで ないところ、そういうものを比較しながらですね、仁木町のそういうワインブドウにかかる部分の育成の 微気象ですとか、例えば病害発生のリスクとかそういうようなものがどうなんだろうかというような研究 を、学生さんを交えてというような形でやってもらえないかなということでそういうものを、今回の私ど もからの資料の中に盛り込ませてもらってやっていくと、それと、もう1点、仁木町のワインに関わる取 組み、仁木町の魅力、また、現在の仁木町のこのワイン事業の活動内容等をですね、町内外の人たちに周 知するのに、やはりテレビ番組というのが非常に有力かと思います。それでそういうワイナリー事業者な どにも見てもらえるようなテレビ番組。今大体1時間ぐらいの番組を制作して放映してもらうと、そこま でのいろいろな事業をですね、全てコーディネイトしながらやってもらうということで考えております。

#### ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。

## ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

今の内容で、前回も全員協議会の中でも具体的なお話を聞いていますので、そこまで具体的な答弁は要らなかったんですが、一応仕様書の中身で、どんなことを提案してくのかということで聞いたわけで、ちょっと私の聞き方もちょっと悪かったんで申し訳なく思っています。

それで、このプロポーザルで発注するということなので、私自身、丸投げではないかなと、言い方が悪いですけれど、町側と受けた業者さんの方でお互いに話を詰めながら町主導で提案して、それでより良いものを作ってくと提案していくということだと思いますので、私自身はこのプロポーザルで発注することにつきましては、非常にベターな方法であるというふうに考えております。今回、中身をお聞きするとワイナリーの事業者、このヴィニュロンと言うのがワイナリー事業者ということだということなので、この誘致に向けての戦略的な予算というふうに私は理解するんですが、これまでワインツーリズムの関連予算につきましてはですね、恐らく国の感度も良くて、恐らく国もかなり期待しているということで、町長も以前お話しておりましたので、これだけ予算もお金も付いてきているわけですから、やはり仁木町の内外にまたPRしていくということで、非常に今回の予算はよろしいかなと思うんですが、先ほども言いましたように、いくら良い計画を建てても、最終的に結果が出なければ意味がないと思います。それで、今後どういうふうに町長がですね、どういう思いでこれを進めていくのか、町長の方にちょっとご意見を伺いたいと思います。

## ○議長(横関一雄)佐藤町長。

#### ○町長(佐藤聖一郎)佐藤議員の質問にお答えします。

大変心強いお言葉を頂戴したというふうに私も受け止めておりますけれども、今後、仁木町のワイナリーを振興するにあたってですね、正直申しますと行政でも、まだ、未知の世界でありまして、今までこう

いったワイナリー振興というのは考えたこともなかったですし、手をつけたこともなかったので、どういった戦略を組めば良いのかというのは、正直四苦八苦している状況でありました。ただ、そういった様々な民間の知恵や意見を取り入れてですね、単純に我々がワイナリーを誘致するということが最たる目的でありますから、その手法としてどういうことをするべきかと、我々サイドだけで考えたときに都市部の方に宣伝を広く周知するとか、その程度のことしか考えられなかったんですけれども、もう少しターゲットを絞って本当に関心のある人や又は興味のある人たちにですね、的を当てて戦略的に呼び込むことの方が効果があるのではないかということで、今回、取り組まさせていただきたいというふうに思っております。佐藤議員おっしゃるとおり、せっかく良い制度や良い仕組みを作っても、ここに結果が伴わなければというふうにおっしゃいましたけれども、確かに結果が伴わなければ事業としては成功とは、良い事業なのかどうかというふうには難しいのかもしれませんけれども、これは動き出さなければですね、果たして成果というものが果たして出るのかどうかというものは多少はあるんですよね、全く動き出さないで、本当にただお金だけ出してやるというのも、なかなかこれもあまり成果が見込めないので、本当にもう少し多く深く突っ込んでですね、挑戦的なんですけれども、やらせていただきたいというのは、強い思いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

## ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。

# ○1番(佐藤秀教) l番·佐藤。

最終的に結果が出なければ意味はないということなんですけれども、やはりチャレンジ精神が重要だと 思うんですね。だから、ぜひここまで、もう27年から27、28、29年と3年目ですので、何とか良い成果が 出るようにですね、頑張ってほしいと思います。

それでは次にですね、予算書の37ページ、10款. 教育費、2目のですね、教育振興費の中の図書購入の関係でございますけれども、これは10万円、それから、後の中学校、小学校と中学校それぞれ10万円ずつ予算組みされておりますけれども、これは奇特な方がおられて、それで、銀山の小学校・中学校にご寄附いただいて、これを充てているという話でございます。今まで合算しますと、どの程度寄附を受けてですね、何冊程度購入したかわかるでしょうか。それぞれ小学校、中学校。

# 〇議長(横関一雄)角谷教育長。

○教育長(角谷義幸) 苫小牧の滝上さんという方なんですが、銀山小学校、中学校を卒業された方で、苫小牧の方で開業しているお医者さんです。それで、何年かちょっと忘れましたけれども、私が総務課長時代に多額の寄附を納めていただいたということで、100万円以上のですね、寄附はいただいております。それで、これまでの金額とですね、あと冊数についてはですね、調べてはいるんですけれど、その資料ちょっと持ってきておりませんのでちょっとお答えすることはできませんが、100万円以上はいただいていることは確かであります。

#### ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。

# ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

冊数まではね、ちょっと承知しきれないと思いますけれども、この関連で仁木小学校と仁木中学校については、格差が付かないのでしょうか。どうなんでしょう、図書の購入に関してですね、銀山地区と仁木地区とでは、この分格差が出ないんでしょうか。

#### ○議長(横関一雄)角谷教育長。

**〇教育長(角谷義幸)**格差は付きます。特殊寄附ということで、銀山小中学校の O B の方がですね、子どもたちにということでの特殊寄附ですから、格差は付きます。以上です。

- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) l番・佐藤。

その格差が付いたままでよろしいということなんでしょうか。

- ○議長(横関一雄)角谷教育長。
- 〇教育長(角谷義幸)ちょっと私の説明がまずくて申し訳ないんですけれども、学校規模によってですね、 予算を決めております。ですから当然、児童生徒数の多いところには、図書備品なる予算も高く付けてお ります。けれども、特殊寄附の部分で10万円銀山小中が増えたから、そうしたら仁木小中も10万円という ことではありません。当然、児童生徒数が多い仁木小中には、それだけの銀山小中よりも当初からですね、 図書備品については厚く見ているという部分がございます。
- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

理解したところでございます。

それと、次にですね。3目の学校建設費で、今回銀山小学校の校長住宅を購入するということで、予算 計上されてございますけれども、今回、委託料から財産購入まで合わせて1012万3000円、これが計上され てございますけれども、先ほど行政報告の中で、概ね内容につきましては理解したところでございますけ れども、老朽化が著しいということは以前からわかっていることで、今回、こういう形の中で予算計上さ れてきたわけでございますけれども、私ちょっと総合計画これをちょっと拝見したら、これ載っていなか ったんですね、当初。それで、今日戴いた総合計画実施計画の中には載っているんですよ。本来であれば 新年度予算、当初予算で不動産鑑定士による委託料は見込まれているんですよね。それで今回 5 月に発注 して金額が出ました、それに基づいて、地権者との調整がついたので購入ということでの理由はわかるん ですが、本来であれば、きちんとこの総合計画に載せて、古くて老朽化しているのは、わかるわけですか ら、もっと前段でこの実施計画に載せるべきじゃなかったのか、少なくとも当初予算でこういうものが出 てきて然りじゃないかなというふうに私は思うんです。この時期にこれが出てきたということになれば、 何か言い方が悪いですけれど、後付けのような感じがして。古いのであれば、そしてまた、この3月に公 共施設等のですね、計画もできましたと。それで、私にすれば突発的に買うのかなと。一応、30年度まで には建て替えをしたいということで検討してきたというんですけれども、それであれば、なぜ既にこれに 載っていなかったんでしょうか、前段で。その辺が私、腑に落ちないなと思っているんですけれど。教育 長、その辺どうでしょうか。

## ○議長(横関一雄)角谷教育長。

○教育長(角谷義幸)佐藤議員のご指摘のとおりですね、総合計画の実施計画には載ってございません。言い訳にも何もなりませんけれども、過疎計画には載せているんです。ですからその辺の整合性というものがですね、取れていなかったということは、私反省しております。それで、今回この時期になぜこの予算を上げたかと言うと、行政報告の中でも申し上げましたように、その話が出たのは、昨年の12月だったんです。当初予算を組むにしても、まずは鑑定士に見てもらわなかったら、こちらの大体希望するお金、また売り手と買い手といますけれども、どのくらいで折り合いがつくのだろうか。また、新築というこう計画もございました。端的に言いますと住宅を設計するのにですね300万円から400万円ぐらいかかると。そうしたら、その設計料というものが、特に補助だとか起債の対象にもならないと、それプラス幾らかでもお金を足して買えるものであれば、その方が安いのではないかということから、町長、副町長、また財政当局の方にもご相談して、年度途中の予算補正ということになったわけでございます。前段のお話に戻

りますけれども、総合計画の実施計画に載せていなかったのは、こちらの方の不備であったということは 認めます。申し訳ございません。

- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

今の内容でわかったんですが、やはり平成30年度までに、その辺を検討していたということですから、過去の建設費とか、いろいろわかるわけですよね。ですからその辺の部分で、つかみになりますけれど、過疎計画には載せていたけれども、実施計画には、総合計画にはちょっと載せていなかったということでございますので、その辺もやはり、きっちり整合性を取っていかないと、やはり今回みたいに誤解を招くと思うんですよね。だから今後とも、やはりきちんとせっかくこの計画を立ててもですね、さっき言った絵に描いた餅になりますのでね、やはりこういうものをしっかり立てたわけですから、私はこれを計画どおりにきちんと実施してほしいなという思いで今回こういう質問したのです。町長このことについて、一言何か意見ないでしょうか。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)只今の質問にお答えいたします。全般ほとんど教育長が申したとおりでありますけれども、計画的に実施することも、もちろん行政としてはあるべき姿だというように思いますけれども、臨機応変に対応することもですね、中にはやはり必要になってくる部分もあるというように思いますので、ただ、そういった部分では確かに誤解を招いたというか、そういった腑に落ちないような思いを抱かれたような部分では、非常に我々としても反省しなければいけない点はありますけれども、ただ、今後の行政としては、これ、先ほどの職員の配置計画もそうですけれども、計画どおりに描いてもですね、そのときの時代背景によって、またその地域、その社会の流れによって状況によって、また変化するときも当然ありますので、その辺は随時行政としても柔軟に対応しなければいけないというふうに我々も認識しておりますので、この部分はご理解いただきたいと思いますけれど、今回の件に関してはそういった部分では、我々としては非常に至らぬ点が多かったという部分では大変申し訳なく思っている次第でございます。

- ○議長(横関一雄)他にございませんか。 3 番・住吉議員。
- ○3番(住吉英子)3番・住吉。

27ページの保健衛生費の電子母子手帳システム利用料 4 万8000円というところで、内容についてお聞きしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- **○ほけん課長(岩佐弘樹)**電子母子手帳システムとはですね、スマートフォン等にアプリをダウンロードして使うというものでございまして、これにより、従来の紙媒体の母子手帳が必要なくなるというものではございませんで、あくまでも子どもたちに必要な予防接種の適正管理ための情報を発信したり、町からの母子保健サービス情報だとか、町の様々な情報発信ができる機能を有してございますので、それをもって子どもたちの健康管理に役立てるという、あくまでも母子手帳を補完し、母子保健サービスの質の向上を目的とするというものでございます。
- ○議長(横関一雄)3番・住吉議員。
- ○3番(住吉英子)3番・住吉。

新しいことにチャレンジするということは非常に良いことだと思います。今若い方はスマートフォンとかをたくさん持っていらっしゃると思いますが、これの周知方法ですね、やはりこのようにダウンロードしなければなりませんよという、そういう周知方法についてはどのようにされているんでしょうか。

○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。

〇ほけん課長(岩佐弘樹)これは出生届のときから始めようというふうに考えてございますので、その出生届を持ってきたときからまず周知を始めたいということと、今既にお子さんのいる方に関しては、乳幼児健診等でPRしてですね、実際、実はですね、この会社はMTIという会社なんですけれども、昨年の11月にMTIという会社から申し出がございまして、平成28年12月の末から29年、本年の6月末まで一応無償によりですね、試験導入をしてきていたというものでございますので、今回の補正予算に関しましてはあくまでも7月から来年の3月までの9か月分の予算、月5000円の消費税かける9か月分という形で予算を計上させてもらっているということも含めましてご理解願いたいと思います。

○議長(横関一雄) 3番・住吉議員。

○3番(住吉英子)3番・住吉。今までも活用されてきたということで、その反応ですね、どういうものがあったのでしょうか。

○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。

〇ほけん課長(岩佐弘樹) 15名程度ですね、今現在使われているんですけれども、当然ですね、アンケート調査を行って、この継続に向けてですね、私どもも判断するにあたって利用者からのアンケート調査を行いました。その結果ですね、ほとんどの方が肯定的な意見であって、使いやすい、今後も使いたいという意見が多数、ほぼ全部だったものですから、継続の利用を今回決定させていただいたというところでございます。

○議長(横関一雄) 3番・住吉議員。

○3番(住吉英子)3番・住吉。

今、子育ての部分でも多様化していますし、やはり時間も、場所もそういうものも関係なく、そういう相談事ですとか、育児に関しての情報をですね、そういうスマートフォンですとかSNSを使って情報収集する、また相談事ができるということは、非常に子育て支援にとっては有効な活用だと思いますので、今アンケート調査でも、ぜひ継続してほしいということでしたら、これからですね、子育て支援のすばらしいものだと思いますので、継続していければと思います。

○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。

**○ほけん課長(岩佐弘樹)**おっしゃるとおりですね、今後も継続していきたいというふうに考えてございますし、次年度以降も、新年度予算の形になると思いますけれども、できる限り続けていきたいというふうに担当の方としては考えているところでございます。

○議長(横関一雄)他にございませんか。質疑終わってよろしいですか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)』を採決します。 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)』は、原案のとおり可決

# 日程第9 議案第2号

# 平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

〇議長(横関一雄)日程第9、議案第2号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第2号でございます。

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3711万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年6月23日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(横関一雄)岩井財政課長。
- 〇財政課長(岩井秋男)議案第2号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、 ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。5款. 繰入金及び6款. 繰越金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計59万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億3711万2000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1 款.総務費及び5 款.基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計59万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を2 億3711万2000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から7款. 諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款.総務費から6款.予備費まで全ての科目を載せたものでございまして右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源59万4000円の増となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。5款、繰入金、1項、2目、-般会計繰入金につきましては1万8000円の追加でございます。

次に、6ページでございます。6款.1項.1目.繰越金につきましては、前年度の繰越金が67万6000 円で確定いたしましたので、57万6000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。1款.総務費、1項.総務管理費、1目.一般管理費につきましては、職員の共済費の財源率の変更に伴い1万8000円の追加でございます。

次に、8ページでございます。5款、1項、1目、基金積立金につきましては、財源調整のため57万6000円を追加するものでございます。9ページ以降は、補正後の給与費明細書となってございます。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)』は、 原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第3号

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(横関一雄)日程第10、議案第3号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)議案第3号でございます。

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8885万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては岩井財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(横関一雄)岩井財政課長。
- 〇財政課長(岩井秋男)議案第3号、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご 説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款.繰入金及び4款. 繰越金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計5万5000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億 8885万8000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1 款. 総務費及び2 款. 施設費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計 5 万5000円を追加し、補正後の歳出合計額を2 億8885 万8000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款.使用料及び手数料から6款. 町債まで全ての科目を載せたものでございます。 次に、4ページでございます。歳出でございます。1 款.総務費から4 款.予備費まで全ての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源5 万5000円の増額となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、-般会計繰入金につきましては、前年度の繰越金の確定等に伴い、-般会計からの繰入金を83万1000円減額するものでございます。

次に、6ページでございます。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が98万6000円で確定いたしましたので88万6000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。1款.総務費、1項.総務管理費、1目.一般管理費につきましては、職員共済費の財源率の変更に伴い4万4000円の追加でございます。

次に、8ページでございます。2款、1項、施設費、1目、施設管理費につきましては、共済費の財源率の変更に伴い1万1000円の追加でございます。9ページ以降は、補正後の給与費明細書となってございます。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第4号

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(横関一雄)日程第11、議案第4号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)次に、議案第4号でございます。

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6427万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(横関一雄)岩井財政課長。
- ○財政課長(岩井秋男)議案第4号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、 ご説明申し上げます。

1ページを、お開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款. 繰入金及び4款. 繰越金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計7万1000円を追加し、補正後の歳入合計額を6427万5000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款.総務費及び2款.後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計7万1000円を追加し、補正後の歳出合計額を6427万5000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1 款.総務費から4 款.予備費まで全ての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源7 万1000円の増となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、 1目、事務費繰入金につきましては、前年度の繰越金の確定等に伴い、一般会計からの繰入金を4万円減額するものでございます。

次に、6ページでございます。4款.1項.1目.繰越金につきましては、前年度の繰越金が16万1000 円で確定いたしましたので11万1000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費、1項.総務管理費、1目.一般 管理費につきましては、職員共済費の財源率の変更に伴い3万8000円の追加でございます。

次に、8ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、出納整理期間中に収納した平成28年度分の納付金3万3000円の追加でございます。9ページ以降は、補正後の給与費明細書となってございます。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)』は、原

## 日程第12 議案第5号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

〇議長(横関一雄)日程第12、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第5号でございます。

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例(昭和33年 仁木町条例第8号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩佐ほけん課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろ しくお願いいたします。

- ○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。
- **○ほけん課長(岩佐弘樹)**議案第5号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、 ご説明いたします。

初めに改正の背景についてご説明いたします。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成29年 政令第26号)が平成29年2月22日に公布され、平成29年4月1日から施行されました。これに伴い、仁木 町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について申し上げます。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象 世帯にかかる軽減判定所得基準を改正し、低所得者にかかる保険税軽減の拡充を行うものでございます。 なお本件につきましては、5月19日開催の平成29年度第1回国民健康保険税審議会に諮問し、適当と認め る答申をいただいていることを申し添えます。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております、新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となってございます。第23条第2号につきましては5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準について、世帯の加入者数に乗ずる金額を現行26万5000円から27万円に引き上げるものであります。第3号につきましては2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準について、世帯の加入者数に乗ずる金額を現行48万円から49万円に引き上げるものであります。附則の第1項は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するというものであります。

2ページにまいりまして、第2項は適用区分の定めであり、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

次に、今回の改正による本町の国保税への影響額についてご説明いたします。現在7月10日の本年度納付書発送に向け、賦課作業中でありますので、影響額につきましては、平成29年4月1日現在の国保加入世帯を対象に、平成27年の所得及び固定資産税により試算いたしました。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の計算において、世帯の加入者数に乗ずべき金額を26万5000円から27万円に引き上げること、及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の計算において、世帯の加入者数に乗ずべき金額を48万円から49万円に引き上げることにより、医療保険分の5割軽減世帯数が1世帯増加、2割軽減世帯数が2世

帯増加し、その3世帯分の軽減額は7万5500円となります。次に、後期高齢者支援金分の5割軽減世帯が1世帯増加、2割軽減世帯数が2世帯増加し、その3世帯分の軽減額は2万5700円となります。次に、介護保険分につきましては、5割軽減世帯数が1世帯増加、2割軽減世帯数も1世帯増加し、その2世帯分の軽減額は1万1400円となります。以上を合計し、対象3世帯の国保税軽減額は11万2600円と試算しております。繰返しになりますが、国保税全体としましては、軽減世帯数が3世帯増加することに伴い、年税額合計は11万2600円の減額となるという試算結果でございますが、あくまでも平成27年の所得及び固定資産税を基にした試算でありますことをご理解願います。最後に本町の場合、これまで国の改正どおりに条例改正を行い、現在724世帯中、2割、5割、7割の軽減世帯は448世帯で全体の61.9%を占め、また、7割軽減世帯だけでも全体の41.9%を占めている状況であります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案の とおり可決されました。

#### 日程第13 議案第6号

## 大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の変更について

〇議長(横関一雄)日程第13、議案第6号『大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第6号でございます。

大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(横関一雄)岩井財政課長。
- 〇財政課長(岩井秋男)議案第6号、大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

辺地対策事業は、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、

辺地を包括する市町村が辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の格差是正を図るため、当該地域における公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業に要する経費について、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債の発行が認められております。本町におきましては平成29年9月の第3回仁木町議会定例会におきまして、大江地区及び長沢地区についての辺地計画を可決いただいたところであります。本計画書につきましては、平成31年度までにおいて、辺地債を活用する事業計画のある地域の総合整備計画を定めているもので、この計画を定めることにより、辺地対策事業債充当率100%、交付税算入率80%の有利な起債の活用が図れるというものでございます。この度、大江及び長沢辺地に係る総合整備計画に道営事業で実施しております改良区の頭首工整備事業に係る本町負担分を追加し、辺地対策事業債の予定額を増額するため変更を行うものでございます。

次のページをお開き願います。大江地区の総合整備計画書でございます。1. 辺地の概況、及び2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては変更ございません。3の公共的施設の整備計画でありますが、計画の期間といたしましては平成27年度から平成31年度までの5年間で変更はございませんが、道営事業で実施しております改良区の頭首工整備事業の本町負担分を追加するものでございまして、追加する施設名は、経営近代化施設の農業競争力基盤整備事業で、下段が変更前、上段のカッコ書きが変更後となってございます。事業費は3399万円。財源内訳は一般財源が3399万円。辺地対策事業債の予定額につきましては、2040万円をそれぞれ追加するものでございます。

次のページをお開き願います。長沢地区の整備計画書でございます。1. 辺地の概況、及び2. 公共的施設の整備を要する事情につきましては変更ございません。3の公共的施設の整備計画でございますが、計画の期間といたしましては、平成27年度から平成31年度までの5年間で変更はございませんが、大江地区同様、道営事業で実施しております改良区の頭首工整備事業の本町負担分を追加するものでございます。追加する施設名は経営近代化施設の農業競争力基盤整備事業で、下段が変更前、上段のかっこ書きが変更後となってございます。事業費は400万5000円。財源内訳は、一般財源が400万5000円。辺地対策事業債の予定額につきましては240万円をそれぞれ追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号、『大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

仁木町道路線の認定について(町道北町公園前2号線)

日程第15 議案第8号

仁木町道路線の認定について(町道北町公園前3号線)

〇議長(横関一雄)日程第14、議案第7号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前2号線)』及び日程第15、議案第8号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前3号線)』以上2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎) それでは、一括提案されました 2 件につきまして、提案説明をさせていただきます。 まずは議案第7号でございます。

仁木町道路線の認定について。道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、整理番号160となっております。路線名は北町公園前2号線。起点は仁木町北町1丁目25番22地先から、終点仁木町北町1丁目25番74地先までとなっております。延長は231.00mでございます。幅員は8.00mから10.57m以内でございます。主要な経過地といたしまして町道北町公園前線と町道北豊線となってございます。

次に、議案第8号のページをお開き願います。議案第8号でございます。

仁木町道路線の認定について。道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、整理番号161となってございます。路線名は北町公園前3号線でございます。起点は仁木町北町1丁目25番23地先から、終点は仁木町北町1丁目25番18地先となっております。延長は36.12mでございます。幅員は8.00mから13.13m以内となってございます。主要な経過地といたしまして、町道北町公園前線となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては可児建設課長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(横関一雄)可児建設課長。

〇建設課長(可児卓倫)議案第7号及び議案第8号、仁木町道路線の認定について、一括してご説明申し上げます。仁木町道路線を認定しようとする場合は、道路法の規定に基づき議会の議決を経なければなりませんので、今定例会に上程しております。

今回上程の2路線につきましては、町道北町公園前線から分岐している路線で、本年4月6日付けで仁木町砥の川13番地2の三浦淑子氏から道路敷地として1998.58平方メートルの土地の寄附申込があり、現地等調査の結果、平成23年度に策定した仁木町道路線認定基準を具備していることを確認いたしました。

議案第7号の路線名につきましては、北町公園前線から当該認定予定路線を経過することから、北町公園前2号線としております。記といたしまして、左側から整理番号、路線名、起終点、延長幅員、主要な経過地を記載しており、路線延長は231m、幅員は最小8m、最大10.57mでございます。

次のページをお開き願います。道路認定位置図でございます。認定箇所につきましては、赤色で示して ございます。

次のページをお開き願います。詳細図でございます。赤色丸印の起点と終点、道路用地幅を示しております。起点は町道北町公園前線、終点は町道北豊線でございます。

次のページをお開き願います。議案第8号でございます。路線名につきましては、北町公園前線から当該認定予定路線を経過し、議案第7号の北町公園前2号線に通ずることから、北町公園前3号線としてお

ります。記といたしまして左側から整理番号、路線名、起終点、延長、幅員、主要な経過地を記載しており、路線延長は36.12m、幅員は最小8m、最大13.3mでございます。

次のページをお開き願います。道路認定位置図でございます。認定箇所を赤色で示してございます。 次のページをお開き願います。詳細図でございます。赤色丸印の起点、終点と道路用地幅を示しております。起点は町道北町公園前線、終点は議案第7号の路線であります、北町公園前2号線でございます。 以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)一括議題2件の説明が終わりました。

現地調査のため、暫時休憩します。

休憩 午後 3時23分

# 再 開 午後 3時50分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、議案第7号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前2号線)』及び議案第8号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前3号線)』の質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第7号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前2号線)』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前2号線)』を採決します。 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前2号線)』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前3号線)』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前3号線)』を採決します。 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町道路線の認定について(町道北町公園前3号線)』は、原案のとおり可決されました。

# 日程第16 議案第9号

財産(動産)の取得について

- 〇議長(横関一雄)日程第16、議案第9号『財産(動産)の取得について』を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)議案第9号でございます。

財産(動産)の取得について。下記の物品を次のとおり買い入れしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年仁木町条例第11号)第3条の規定により、議会の議決を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長佐藤聖一郎。記といたしまして、物品名は、ゴミ収集運搬車(総重量11t車級、二輪駆動ディーゼル車)でございます。購入の相手方といたしまして、小樽市港町1丁目1番地、三菱ふそうトラック・バス株式会社 北海道ふそう小樽支店 支店長 本間正克でございます。購入金額は、1643万7600円となっております。うち消費税及び地方消費税分は121万7600円でございます。納期は、平成30年3月12日までとなってございます。

詳細につきましては、川北住民課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(横関一雄)川北住民課長。
- ○住民課長(川北 享)議案第9号、財産(動産)の取得について、ご説明申し上げます。

町の条例により、動産の買い入れにつきましては予定価格が1000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、ゴミ収集運搬車の予定価格は1664万2800円でありましたので、今定例会に上程してございます。

この度の購入は平成15年度に購入したゴミ収集運搬車の老朽化に伴う更新でございます。ゴミ収集運搬車の仕様につきましては、11 t 車級平ボディー、二輪駆動ディーゼル車でございます。

それではお手元の入札結果一覧表の 1 ページをお開き願います。指名業者につきましては物品購入の競争入札参加資格審査申請書を受理した業者のうち、取扱品目に環境衛生車もしくは特殊車両又はトラックがある業者を 4 社選別いたしましたが、 6 月 8 日付けで 1 社から辞退届を受理いたしましたので、 3 社により 6 月 16日に入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、第3回目の入札におきまして、三菱ふそうトラック・バス株式会社 北海道ふそう小樽支店が落札しております。落札金額につきましては1522万円でありまして、この金額は入札書比較価格1541万円に対し98.8%の額となってございます。なお消費税を含む契約金額につきましては、1643万7600円で、納期につきましては平成30年3月30日まででございます。

次に、2ページをお開き願います。参考資料といたしまして、左側にゴミ収集運搬車の仕様を記載しております。また、右側の写真はゴミ収集運搬車の全景イメージでございます。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『財産(動産)の取得について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号、『財産(動産)の取得について』は、原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。

休憩 午後 3時57分

## 再 開 午後 4時02分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

# 日程第17 選挙第1号

# 仁木町選挙管理委員の選挙

〇議長(横関一雄)日程第17、選挙第1号『仁木町選挙管理委員の選挙』を行います。仁木町選挙管理委員は、平成29年6月27日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条第1項の規定により、委員4人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、先に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって 指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

仁木町選挙管理委員には、芳岡 廣君、木村雄二君、新藤 勲君、菅 敦君、以上の方を指名します。 お諮りします。只今議長が指名しました方を、仁木町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今指名しました、芳岡 廣君、木村雄二君、新藤 勲君、菅 敦君、以上の方が、仁木 町選挙管理委員に当選されました。

# 日程第18 選挙第2号

#### 仁木町選挙管理委員補充員の選挙

〇議長(横関一雄)日程第18、選挙第2号『仁木町選挙管理委員補充員の選挙』を行います。仁木町選挙管理委員補充員は、平成29年6月27日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条第2項の規定により、補充員4人を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、先に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって 指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

仁木町選挙管理委員補充員には、第1順位 本間美津雄君、第2順位 兼重隆幸君、第3順位 滝上 馨 君、第4順位 山本幸子君、以上の方を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名した方を、仁木町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今指名しました、第1順位 本間美津雄君、第2順位 兼重隆幸君、第3順位 滝上 馨君、第4順位 山本幸子君、以上の方が順序のとおり、仁木町選挙管理委員補充員に当選されました。

# 日程第19 同意第2号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第20 同意第3号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第21 同意第4号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第22 同意第5号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第23 同意第6号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第24 同意第7号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第25 同意第8号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第26 同意第9号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第27 同意第10号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第28 同意第11号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第29 同意第12号

仁木町農業委員会委員の任命について

日程第30 同意第13号

仁木町農業委員会委員の任命について

〇議長(横関一雄)日程第19、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』ないし、日程第30、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』以上12件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長 (佐藤聖一郎) それでは一括提案されました、同意第 2 号から同意第 13 号までの 12 件につきまして、 提案説明をさせていただきます。

それでは同意第2号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町尾根内803番地3、木田憲一、昭和43年8月27日生まれとなってございます。木田憲一氏の経歴につきましてご説明させていただきます。平成23年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。平成26年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。木田憲一氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、尾根内農事組合 組合長 吉川秀則氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有する青年候補者であり、また、認定農業者であるとともに現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第3号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町長沢南474番地、西井 仁、昭和41年2月10日生まれでございます。西井 仁氏の経歴につきましては、平成26年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。平成26年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。西井 仁氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、長沢農事組合 組合長 佐藤 稔氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また、現職の農業委員であることから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第4号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山2丁目560番地、森 一義、昭和33年2月21日生まれでございます。森 一義氏の経歴につきましては、昭和53年4月1日から平成29年2月28日まで新おたる農業協同組合職員として従事されております。平成28年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。森 一義氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、新おたる農業協同組合 前代表理事組合長 山田裕二氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また、現在新おたる農業協同組合の代表理事組合長であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第5号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町6丁目48番地、鶴田壽廣、昭和23年5月14日生まれでございます。鶴田壽廣氏の経歴につきましては、平成20年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。また、JA新おたる 仁木町トマト生産組合 代表幹事でございます。平成28年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。鶴田壽廣氏は、町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、平尾 守氏他2名からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また、現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、同意第6号のページをお開き願います。同意第6号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町南町5丁目38番地、井内徳幸、昭和25年12月7日生まれとなってございます。井内徳幸氏の経歴につきましては、平成23年5月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。平成28年度に農業経営改善計画認定を受けており認定農業者でございます。井内徳幸氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また、現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に同意第7号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山2丁目90番地、美濃恵市、昭和39年7月10日生まれとなっております。美濃恵市氏の経歴につきましては、平成20年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。平成26年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。美濃恵市氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また、現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第8号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町西町1丁目2番地1、中川博喜、昭和24年10月8日生まれでございます。中川博喜氏の経歴につきましては、定年退職後平成23年10月に仁木町に転入し、平成27年4月から仁木町交通安全指導員としてご活躍されております。中川博喜氏は農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものである候補者として、町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、田中英昭氏他2名からの推薦による候補者でございます。農業に関する熱意を有し、中立な立場の農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第9号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町南町3丁目26番地、喜井裕子、昭和33年1月5日生まれでございます。喜井裕子氏の経歴につきましては、平成22年仁木町南町に転入し果樹農家として就農されています。喜井裕子氏は町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、湯浅憲一氏他2名からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有する女性の候補者であり、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第10号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町13丁目16番地、坂東義一、昭和28年2月2日生まれでございます。坂東義一氏の経歴につきましては、平成8年5月から現在まで余市川土地改良区理事(平成26年5月から平成26年7月まで同改良区副理事長、平成26年7月から同改良区理事長)としてご活躍されております。また、平成20年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。坂東義一氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、余市川土地改良区 理事長 坂東義一氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第11号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町然別33番地、渡辺貴志、昭和35年10月30日生まれでございます。渡辺貴志氏の経歴につきましては、平成23年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。渡辺貴志氏は町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、東光圀氏他2名からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第12号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町11丁目11番地、吉田 均、昭和34年3月3日生まれでございます。吉田均氏の経歴につきましては、平成23年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。吉田 均氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、協和農事組合 組合長 村田 弘氏、稲園農事組合 組合長 治部袋大吾氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。最後に、同意第13号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町旭台220番地、井内敏也、昭和44

年9月2日生まれでございます。井内敏也氏の経歴につきましては、旭台農事組合長、仁木ワイン専用種ブドウ生産組合幹事としてご活躍されております。井内敏也氏は、町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、勝浦弘志氏他2名からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有する青年の候補者であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上12件を一括提案説明とさせていただきますので、ご審議の上ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時21分

# 再 開 午後 4時35分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。本日の会議時間は、審議の都合によって、あらかじめ午後6時まで、1時間延長したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日の会議は1時間延長し、午後6時までとすることに決定しました。

これから、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』ないし、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』の質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 次に、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [ 全員起立 ] ○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [ 全員起立 ]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

# [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。 続いて、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。 [全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、同意第13号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

## 日程第31 諮問第1号

# 人権擁護委員候補者の推薦について

- 〇議長(横関一雄)日程第31、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)諮問第1号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 笠井八州子は平成29年9月30日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。平成29年6月23日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町3丁目101番地23、澤本慎二、昭和26年10月20日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、現在、人権擁護委員を務められております、笠井八州子氏が平成29年9月30日をもって任期満了を迎えられます。後任者の人選を進めてまいりました結果、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき澤本慎二氏を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。澤本慎二氏は、昭和26年10月20日生まれで現在65歳でございます。住所は仁木町北町3丁目101番地23で、昭和49年3月に千葉商科大学商経学部商学科を卒業されております。その後、順天堂大学体育学部の聴講を経て、母校である千葉商科大学に戻られ、体育分野の研究に取り組まれております。昭和51年8月からは、積丹町立余別中学校に教諭として勤務、倶知安町立東陵中学校、積丹町立美国中学校、仁木町立銀山中学校を経て、平成24年3月岩内町立岩内第二中学校で退職を迎えられております。退職後は同年4月から社会福祉法人仁木町社会福祉協議会に臨時職員として勤められており、放課後児童クラブの支援員として勤務されております。人権擁護委員は地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格・識見や中立公正さを兼ね備えていることの他、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私としましては澤本慎二氏を推薦いたしたく、議会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で人権擁護委員候補認定についての説明とさせていただきます。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありませんか。 [ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

- ○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。
  - これから、諮問第1号、『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。
  - この採決は起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方

は起立願います。

[全員起立]

○議長(横関一雄)全員起立です。

したがって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに 決定しました。

# 日程第32 意見案第4号

# 国の教育予算を増やして高校無償化を復活し給付制奨学金制度の確立を求める意見書

〇議長(横関一雄)日程第32、意見案第4号『国の教育予算を増やして高校無償化を復活し給付制奨学金制度の確立を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。8番・上村議員。

○8番(上村智恵子)提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の11ページです。意見案第4号『国の教育予算を増やして高校無償化を復活し給付制奨学金制度の確立を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成29年6月23日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、12ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『国の教育予算を増やして高校無償化を復活し給付制奨学金制度の確立を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『国の教育予算を増やして高校無償化を復活し給付制奨学金制度の確立を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

# 日程第33 意見案第5号

# ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

〇議長(横関一雄)日程第33、意見案第5号『ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書』を 議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番(住吉英子)提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の13ページです。意見案第5号『ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成29年6月23日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、14ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書』を採決します。 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第34 意見案第6号

# 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書

〇議長(横関一雄)日程第34、意見案第6号『雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番(住吉英子)提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の15ページです。意見案第6号『雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成29年6月23日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、16ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されま した。

# 日程第35 議員の派遣

○議長(横関一雄) 日程第35『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成29年7月4日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、8月29日、ニセコ町で開催される後志町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員をそれぞれ派遣することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成29年7月4日の札幌市での研修会に全議員を、8月29日のニセコ町での研修会に全議員をそれぞれ派遣することに決定しました。

# 日程第36 委員会の閉会中の継続審査

○議長(横関一雄)日程第36『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長、住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、 各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出が あります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 [ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

## 日程第37 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長(横関一雄)日程第37『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、 閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに 決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時58分

## 再 開 午後 4時58分

- ○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。 佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎)横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。 平成29年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、 本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中 で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見ご指摘等を踏まえ、今後の 町政運営に誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

さて、地方自治法の規定には「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における 行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明記されております。加えて国は、前 項の規定の趣旨を達成するため、国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務全国 的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、 または全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策、及び事業の実施、その 他の国が本来果たすべき役割を重点的担い、住民に身近な行政はできる限り、地方公共団体に委ねること を基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定 及び施策の実施にあたって地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならな いとも明記されております。簡単に申し上げますと、基本的に国や地方が持つ役割を明確にし、それぞれ の能力を十分に発揮できる環境を目指すことを目的としているのですが、果たして現状と照らし合わせる と理想とはまだまだ乖離していると受けとめざるを得ない状況であり、いずれにしても人口減少が地域経 済の縮小及び地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥っている今、地方自治法 に謳われる理想の姿を求めるには従来の認識ややり方では限界に来ていることも事実であります。やはり 今後の行財政運営を行う上で重要なのが、国から与えられた予算だけでやりくりするのではなく、自主財 源をいかに産み出し確保できるかが求められる時代に来ております。その財源をもとに、住民サービスを 充実させることや、新たな事業に取り組むことができるものと考えておりますが、ただ万が一十分な財源 を確保できない状況に応じた際に、地域住民に支障を来すことは避けなければなりませんので、国から必 要最低限の保障を求めることは必要であります。要は国からの予算ありきでは自治体の成長は望めないと いうのが私の考えであります。今後も人口減少問題が地方の財政を苦しめることが予想できます。自治体 改革、いわゆるボトムアップ型の改革は相当に難易度が高いのは承知していますが、国の借金が1000兆円 を超えている今、国の改善策として打ち出されている増税などの対策も一つの方法ではありますが、やは り全国各自治体が自主的に健全化に向け取り組むことが、1番望ましい方向であると信じております。今 この厳しい状況を打破するために増税することもいたしかたないと短絡的に考えるよりも、厳しい状況を 乗り越えるためには、まずは自治体自らが自立するための努力をしなければならないと考えられるように、 受動的でいるよりも能動的である方が健全であると考えます。そのような姿勢でなければ、地方自治法に 記載されている最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという理想に近づくことは、 いつまでも難しいのだと考える次第であります。そのためにも組織の意識改革は重要であり、この度の一 般質問に関連して、職員への人材育成についても触れましたが、公務員としての役割、責任を今一度見直 すべき時期に来ているとの認識のもと、今後は人材育成にも積極的に取り組んでまいる所存でございます。 結びに、これから町のイベントや地域の行事なども多くございますし、次第に暑い季節に入りますので、 くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせて いただきます。誠にありがとうございました。

○議長(横関一雄)お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。平成29年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 5時02分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

# 平成29年第2回仁木町議会定例会議決結果表

# 会 期 平成29年6月23日~6月23日(1日間) (開会~午前9時30分/閉会~午後5時02分)

議案	-14	-Wall 1	
番号	議 件 名 	議決年月日	議決結果
報 告 第1号	平成28年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	Н29. 6. 23	報告
議 案 第1号	平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)	H29. 6. 23	原案可決
議 第2号	平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	Н29. 6. 23	原案可決
議 案 第 3 号	平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	Н29. 6. 23	原案可決
議 第4号	平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	Н29. 6. 23	原案可決
議 第5号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	Н29. 6. 23	原案可決
議 案 第6号	大江及び長沢辺地に係る総合整備計画の変更について	H29. 6. 23	原案可決
議 第7号	仁木町道路線の認定について(町道北町公園前2号線)	Н29. 6. 23	原案可決
議 第8号	仁木町道路線の認定について(町道北町公園前3号線)	Н29. 6. 23	原案可決
議 第9号	財産(動産)の取得について	Н29. 6. 23	原案可決
選 挙 第1号	仁木町選挙管理委員の選挙	Н29. 6. 23	当 選
選 挙 第2号	仁木町選挙管理委員補充員の選挙	Н29. 6. 23	当選
同 意第2号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
同 第3号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
同 意 第4号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
同 第 5 号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
同 意 第6号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
同 意 第7号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
同 意 第8号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決

同 意 第9号	仁木町農業委員会委員の任命について	H29. 6. 23	同意可決
同 意 第10号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
同 意第11号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
同 第12号	仁木町農業委員会委員の任命について	H29. 6. 23	同意可決
同 第13号	仁木町農業委員会委員の任命について	Н29. 6. 23	同意可決
諮 問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	Н29. 6. 23	適任答申
意見案第4号	国の教育予算を増やして高校無償化を復活し給付制奨学金制度の確立を求める意見書	Н29. 6. 23	原案可決
意見案第5号	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書	Н29. 6. 23	原案可決
意見案第6号	雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書	Н29. 6. 23	原案可決